

第10回西和賀町議会決算審査特別委員会

令和6年9月9日（月）

午前 9時30分 開 議
委員長 出席委員数は全員であります。

会議は成立をしております。

なお、高橋雅一議長は、地方自治法第105条の規定により出席しておりますので、申し添えます。

ただいまから令和5年度西和賀町各会計決算についての決算審査特別委員会を開会します。

次に、内記町長より提出されております説明員は着席のとおりでありますので、氏名の呼称は省略いたします。

本日は健康福祉課、税務課、建設水道課、観光商工課の順で審査を行います。

それでは、直ちに日程に従って審査を進めます。

初めに、健康福祉課の審査を行います。健康福祉課が所管するのは2款総務費、3款民生費、4款衛生費、特別会計であります。健康福祉課は、一般会計のほかに特別会計も併せて審査します。特別会計については、国民健康保険税と介護保険料も関連があり、税務課職員も同席しますので、申し添えます。

健康福祉課長より決算の概要説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長 おはようございます。健康福祉課、地域包括支援センターの決算審査、どうぞよろしくお願いいたします。

健康福祉課の会計につきましては、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計となります。

初めに、一般会計決算の概要について抜粋した決算書に基づき歳出を中心に、令和5年度に

新たに実施した事業など主なものについて説明させていただきます。

抜粋した決算書9ページ、10ページを御覧ください。歳出の2款1項5目、総務費、財産管理費、24節積立金2万1,000円は、福祉対策基金に1万8,000円、医師養成対策基金に2,000円、医療従事者養成対策基金に1,000円をそれぞれ利子として積み立てたものです。

3款1項1目、民生費、社会福祉総務費、1節報酬、民生委員推薦会委員報酬2万1,200円、8節旅費、費用弁償920円は、民生委員から任期途中で退任の申出があり、新たな民生委員を推薦するために開催した民生委員推薦会に要した経費になります。7節報償費、地域福祉計画策定委員会委員謝金13万8,300円は、第5期西和賀町地域福祉計画の策定の年であったことから、地域福祉計画策定委員会を開催した際の委員への出席謝金になります。

11ページ、12ページを御覧ください。18節負担金、補助及び交付金、介護事業所等物価高騰対策支援給付金1,263万7,000円は、物価高騰に直面する介護、福祉、医療事業所等を対象にサービス利用実績などに応じて給付金を給付することで事業者の負担を軽減し、安定した事業運営が維持できるよう助成した経費になります。

19節扶助費、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金2,310万円は、電力・ガス・食料品等の価格高騰の負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得者への支援のため、令和5年度住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり3万円を給付する事業に要した経費になります。住民税非課税世帯等に対する物価高騰対策臨時特別給付金5,952万1,000円は、デフレ完全

脱却のための総合経済対策に基づき、物価高騰の影響を受けた生活者を引き続き支援し、低所得者への負担軽減のため、令和5年度住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり7万7,000円を給付する事業に要した経費になります。7万7,000円のうち7,000円は、県補助金の生活困窮者原油価格・物価高騰等特別対策事業を活用して実施した給付金になります。住民税均等割のみ課税世帯に対する臨時特別給付金1,340万円は、物価高騰の影響を受ける生活者の負担軽減を図るため、低所得者への生活支援として令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に対して1世帯当たり10万円を給付する事業に要した経費になります。本事業は、臨時特別給付金の申請期限を4月30日と定めていることから、令和6年度へ事業を一部繰り越して継続実施するものです。

2目高齢者福祉費、18節負担金、補助及び交付金、次のページ、介護福祉事業所従事者奨学金返還支援補助金46万2,660円は、返還義務のある奨学金を借りて学校等を卒業した方が町内の介護福祉事業所に従事した場合、奨学金の返還に係る一部を補助する事業であり、3名の方に対し補助しております。

3目障害者福祉費、12節委託料、障がい福祉計画策定支援業務委託料115万2,250円は、令和6年度から6年間を計画期間とする第4期西和賀町障がい者計画及び令和6年度から3年間を計画期間とする第7期西和賀町障がい福祉計画、第3期西和賀町障がい児福祉計画の策定に向けた基礎資料となる実態及びニーズ調査に係る業務を委託した経費になります。障害者配食サービス業務委託料1万7,395円は、障害者等に対して配食サービスを行うことで、食生活の安定、健康観察や安否確認を図ることを目的に実施している事業であり、業務を委託した経費になります。障害福祉管理システム改修業務委託料33万円は、令和6年度の障害福祉サービス費改定に対応するため、障害福祉管理システム

を改修した経費になります。パソコン等廃棄処分業務委託料2万2,660円は、障害福祉業務で保有していたパソコンの廃棄処分に要した経費になります。

15ページ、16ページを御覧ください。2項1目児童福祉総務費、19節扶助費、低所得者の子育て世帯生活支援特別給付金250万円は、食費等の物価高騰の影響を特に受けて損害を受けた低所得の子育て世帯への支援を図るため、令和4年度住民税非課税世帯の子育て世帯のひとり親世帯を除く18歳未満の子供がいる世帯に対し、子供1人につき5万円を給付した経費になります。低所得者の子育て世帯に対する臨時特別給付金190万円は、物価高騰の影響を受ける低所得の子育て世帯への支援を図るため、令和5年度住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯等に対し、ひとり親世帯を除く18歳未満の子供がいる世帯に対し、子供1人につき5万円を給付した経費になります。本事業は、臨時特別給付金の申請期限を4月30日と定めていることから、令和6年度への事業を一部繰り越して事業を継続実施するものです。

17ページ、18ページを御覧ください。3目母子福祉費、12節委託料、医療費給付システム改修業務委託料28万6,110円は、岩手県において子ども医療費給付事業の現物給付について、令和5年8月から高校卒業まで対象を拡大する方針が決定したことに伴い、医療費給付システムを改修した経費になります。

19ページ、20ページを御覧ください。4款1項1目、衛生費、保健衛生総務費、12節委託料、健康管理システム改修業務委託料15万1,140円は、健康管理システムに定期接種化された9価ヒトパピローマウイルスワクチンに係る情報が連携できるよう健康管理システムを改修した経費になります。

19節扶助費、妊産婦アクセス支援助成金21万280円は、妊産婦が妊婦検診、分娩及び産婦検診などのために、県内及び横手市の医療機関へ

通院または入院する際に要する経費に対し助成しております。

23ページ、24ページを御覧ください。6目健康づくり推進費、13節使用料及び賃借料、Wi-Fiルーター借上料660円は、PHR、パーソナルヘルスレコードアプリの普及を目的に携帯用のWi-Fiを借り上げ、事業実施時にその場でアプリ登録ができる環境を整えるために要した経費になります。

続いて、主要な事業の目的、概要及び実施状況につきましては、決算附属資料に記載しております。決算附属資料の64ページを御覧ください。64ページから3款民生費を記載しており、69ページを御覧ください。下段になります。介護福祉政策事業の項目に介護福祉事業所従事者奨学金返還支援補助金の内容を記載しております。

82ページを御覧ください。82ページ下段からは4款衛生費を記載しております。下段、母子保健事業の項目に妊産婦アクセス支援助成の内容を記載しております。

88ページを御覧ください。下段になります。新型コロナウイルスワクチン接種事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、町民の生命及び健康を守るためにワクチン接種を行う体制を確保し、ワクチン接種を実施することを目的としております。5月と9月から開始をしました2回のワクチン接種業務に係る経費について記載しております。

また、184ページを御覧ください。184ページからⅠの民生費の関係になり、185ページの(2)では西和賀町地域福祉計画の策定、(3)では介護事業所等物価高騰対策支援事業、(4)から次のページ、(6)までは臨時特別給付金事業の内容を記載しております。

188ページを御覧ください。4の(1)及び(2)は、子育て世帯への臨時特別給付金事業の内容を記載しており、下段からⅡの保健衛生関係を記載しておりますので、御覧ください。

一般会計の説明は以上のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

委員長 健康福祉課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。初めに、歳入に関する質疑を一括で許します。質疑ありませんか。

高橋宏君。

8番 私からは歳入の3、4ページ、出産・子育て応援交付金ということで94万5,000円、これは令和5年度から新しい事業だと思うのですが、どのような使われ方といたしますか、どのような事業に支出されたかお伺いいたします。

委員長 健康福祉課保健師長。

保健師長 抜粋決算書3ページ、4ページ、歳入、16款2項3目出産・子育て応援交付金の使途と効果についてお答えしたいと思います。

この交付金は、全ての妊婦、子育て世帯が安心して出産、子育てできる環境整備を目的として、次の2つの事業を実施するために使用しています。1つ目は、妊娠期から出産、子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援事業です。具体的には、妊娠届出時から出産後までの期間に3回、保健師による面談を行います。その際に、妊産婦に妊娠時の気持ちや健康状態、家庭の状況などを把握するためのアンケートを記載していただき、妊娠期から出産後の見通しや過ごし方、必要となる各種手続を一緒に確認し、利用できる支援サービスなどをご案内しています。また、妊娠期に不安のある妊婦や新生児期の母子を助産師が保健師と一緒に訪問することで、妊産婦の心と体の健康状態や赤ちゃんの成長の状況を確認するなど、子育てのスタート時期を安心して過ごせるように支援しています。

2つ目は、出産、育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用に充てていただくため、出産応援給付金及び子育て応援給付金の支給を実施しております。出産応援給付金は、妊娠届

出時の面談の際に申請いただき、妊婦1人につき5万円を支給しております。また、子育て応援給付金は、新生児訪問時の面談の際に申請していただき、出生した児童1人につき5万円を支給しております。令和5年度の支給対象者は、出産応援給付金は3名、子育て応援給付金は9名となっております。

効果についてですが、伴走型相談支援事業を行うことで、妊娠期にするべきことや出産後に必要なことを事前に確認していくことができ、面談の際に心配事の相談を受ける機会にもなっており、よりきめ細やかな支援体制が構築されたと考えております。また、2種類の給付金は、出産に向けた準備や子育て中に必要なものを購入するためにご活用いただいております。

以上です。

委員長 高橋宏君。

8番 今、出産、子育てに関してかなり不安を感じている方、核家族化でそういう方がいるという中での事業だと思って、大変いいと思います。最初の妊婦、妊娠してから子育てまでということなのですけれども、大体、例えば出産してからどのくらいの時期までこの伴走型で支援されているのかという点についてお伺いいたします。

委員長 保健師長。

保健師長 お答えいたします。

伴走型相談支援事業ですけれども、期間についてなのですが、私たちのほうでは、より細かく相談に乗るのは出生後1年程度のところになりますが、その後も各種健診や保育所の巡回相談等でいろいろな相談事や心配事などの相談を受け付けたときには関わっておりますので、おむね就学時までと考えております。

委員長 高橋宏君。

8番 分かりました。

2つ目の出産と育児の応援ということなのですけれども、最近はお産費用が大変かさむというふうなようです。30万から、都会のほうかな、

50万近いところというような話もあるのですけれども、決算の附属を見ると、この事業そもそも133万2,000円というふうになっているようですけれども、決算が94万5,000円ということのようです。希望者には全てこの資金が行き渡ったということなのでしょうか。

委員長 保健師長。

保健師長 お答えいたします。

決算書の4ページに書いてあります出産・子育て応援交付金94万5,000円とありますが、こちらは出産・子育て応援給付金事業のほうの決算となっております。これ以外に新生児訪問をしたときの助産師さんへの報酬であったり、母子モという母子保健アプリというものがあるのですが、それを使用している使用料であったりというのもこちらの交付金から出ておりますので、決算書、歳入と歳出の数字的な違いというのはそういうところから出てきていると思います。

以上です。

委員長 高橋宏君。

8番 出産なさる方、他地域から来られた方もいると思います。いろいろ情報を持っていらして、例えば他市町村と、ここのこういう支援について手厚いのか、普通なのかというような、実際の利用者からそのような声は届いているのでしょうか。

委員長 保健師長。

保健師長 お答えいたします。

この事業に関しては、他市町村とほぼ同じ内容で行っておりますので、差異というものはないかと思います。ほかの子育てサービスとか、そういう次元のものになりますと、若干の違いはありますので、やはり希望されているサービスというのはあるのを聞いております。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

委員長 では次に、歳出に関し、ページごとに審

査を進めます。

まず初めに、歳出9ページ、10ページについてお聞きします。

(なしの声)

委員長 では、次に進みます。11ページ、12ページ。

刈田敏君。

1 1 番 私から1点ですけれども、成年後見人のやつで附属資料の71ページにもありますけれども、詳細については委託事業でこういう形でやっておるということですのでけれども、実際その実態はどういうことかとか、あとやっぱりこの利用している方は増えているというか、実態はどうなのか、この辺をお伺いいたします。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 11ページ、12ページにあります成年後見センターの運営事業費の委託料になります。こちらについては、社会福祉協議会さんのほうへ業務のほうを委託をして行っております。現段階で町のほうで助成、成年後見の利用をされている方もいらっしゃいますし、人数的には現在は、昨年度は特に増加ということはありませんが、ここ数年は相談のほうが増えてきているところになります。実際障害者の方がちょっと高齢になってきたりだとか、それからあと町内で暮らしていらっしゃる独り暮らしの高齢者であったり、あとご家族とちょっと疎遠になっていらっしゃる方などから、ちょっとそこまではいかないのだけれども、まだ理解力もあるし、実際の成年後見の制度までは乗らないのだけれども、今後についてどうやっていったらいいのかという相談があったり、それから実際のところで、もう認知症も少しずつ進んできているので、早々に始めたほうがいいのではないかなというような形で動いているところになります。その相談については、まずその成年後見センターの事務局である社会福祉協議会さんと連携したり、それからあと地域包括支援センターの職員や健康福祉課の職員などと関係者で相談をしな

がら申請に向けて進めていたりというところになります。

委員長 刈田敏君。

1 1 番 現在は、相談業務のほうが大きいということですが、実際後見人をお願いするとなると、やっぱり実費も伴っていくと思うのですけれども、それというのは委託先との相談とかになるわけですか。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 実際の利用までのところについてのお尋ねなのですけれども、一応家族等がいらっしゃるって家族の申出というときには、基本的には家族さんが申立てに係る費用については負担をされます。ただ、中には身寄りのない方もいらっしゃいますので、その方々については、町のほうで実費負担をしながら進めていくのですけれども、調査については、基本的には委託先のほうで進めていくのですが、どうしても戸籍を取る経費だとか、その辺りになってくると費用もかかりますので、その詳細についてはまた町のほうでその事務を受けたりということで、ケースによって経費を双方で負担をしながら進めていくこととなっております。

委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

委員長 では、進みます。13、14ページ。

普本歌織君。

3 番 先ほど説明にもありました介護福祉事業所従事者奨学金返還支援補助金についてお伺いします。

3名の方に支給されたということでしたが、その効果をどのように見ておられるか教えてください。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 13ページ、14ページの介護福祉事業所従事者奨学金返還支援補助金ということで、46万2,660円ということで3人分支給をしております。こちらの制度については、令和4年度から新たに事業をスタートしたものでした

けれども、令和5年度から新規に3人の方から申請をしていただいて助成をしているところになります。同じ方々が今年度もまた申請していただいているところになります。実際その申請の内容を見ますと、実際奨学金を借りて、それぞれ資格職を取得した方も中に2名ほどいらっしゃいますので、その方々にとっては町で暮らしながら、仕事をしながら、そしてその奨学金も返還するというところになりますので、まずその返還することによっての生活にゆとりができたのだとか、運営ができたというところもあるかと思えますし、一緒になって事業をしていく事業団というか、支援をしていくことでその方々を応援しているというのも変ですけども、そういうふうに寄り添っていると勝手ながらこっちがそう思っているだけかもしれませんが、そういうふうに思っているところでありまして、皆さんがそうして継続して働いていらっしゃるということで、こちらですごくうれしく思っているところになります。効果も、まず昨年度実施した方々が今年度も申請していただけておりますし、すごく効果が出ていると思っているところになります。今年度ちょっと要綱を変えまして、対象年齢も少し引上げたところもありますので、さらに事業所のほうにPRをしたいと考えているところになります。

委員長 普本歌織君。

3番 今奨学金の返済にとっても苦労されている若い方もたくさんいるというふうに聞いています。これは、申請があれば人数の制限と申しますか、希望する方には支給できるような体制になっているということによろしいですか。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 要綱上は予算の範囲内ということになっておりますが、一応その申請の状況に応じては、内部で検討して補正予算対応ということも考えられるかなと思っはいるところになります。

委員長 高橋宏君。

8番 人工透析患者の通院の交通補助について4万8,000円、決算附属資料の74ページを見ますと、前年度が9万1,000円から4万8,000円と減っているということで、これは患者が減ったということなのか、それとも、例えば町外とか遠くに行っている方が町内近くで透析を受けることになってこの補助が減ったということなのか、どういう減少なのかをお伺いいたします。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 人工透析患者通院交通費助成事業の金額についてです。こちらにつきましては、住民税の非課税世帯が対象ということになっておりますので、毎年度の住民税の状況を確認して、そして対象者が増減するような状況もありますし、それから患者さんも新たに新規でなった方もいらっしゃれば、その増減もあるというところになりますので、一概にこの金額が減ったというところについては、たしか税金の状況と、それから亡くなった方がいらっしゃったというところで把握しているところになります。

委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

委員長 では、進みます。15、16ページ。

(なしの声)

委員長 進みます。17、18ページ、ありませんか。

(なしの声)

委員長 では、進みます。19、20ページ。

普本歌織君。

3番 20ページの子育て相談情報サービス使用料というのがあるのですが、これはこういった事業なのか教えてください。

委員長 保健師長。

保健師長 では、事業の内容についてお答えいたします。

子育て相談情報サービス事業の内容についてですが、こちらは母子保健、母子手帳アプリ母子モというアプリの使用料になります。母子モには、妊産婦や子供の健康の記録管理や予防接種のスケジュール管理、町が配信する情報をお

知らせするなどの機能があります。その情報配信機能により、乳幼児健診や子育てサロン開催のお知らせだけでなく、町や県のイベント情報の掲載、時期的に発生する疾患の情報など、定期的に配信しています。

また、もう一つの機能としてオンライン相談があります。悪天候や感染症の蔓延など何らかの理由により、助産師や保健師が訪問することが難しい場合や、子育てに関する悩みを電話でなく、顔を見て相談したいという場合に対応することができるようにしたものです。

以上です。

委員長 普本歌織君。

3番 これ引き続いて行っている事業だと思うのですが、利用状況というか、効果のほうはいかがでしょうか。

委員長 保健師長。

保健師長 利用状況についてお答えいたします。

これまで登録された方は71名、退会された方は16名ということになっています。現在の登録者数は56名の方に利用していただいております。妊娠期や出産後に、お母さん方に母子モの存在を知らせることで登録していただいております。利用している状況になります。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

委員長 では、進みます。21、22ページ。

(なしの声)

委員長 進みます。23、24ページ、ありませんか。

(なしの声)

委員長 では、進みます。25、26ページ。

(なしの声)

委員長 ないようでしたら、全体を通して質問のし忘れ等ございませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

これで健康福祉課が所管する一般会計の審査

をひとまず終わりたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 では、異議なしと認めます。

健康福祉課の審査の途中ではありますが、説明員の交代のため、ここで10時15分まで休憩とさせていただきます。

午前10時06分 休 憩

午前10時15分 再 開

委員長 休憩を解きます。

先ほどの健康福祉課の一般会計の概要説明について、課長より訂正の申出がありましたので、健康福祉課長からの説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長 一般会計の概要の説明をしました23ページ、24ページの4款1項6目の健康づくり推進費、13節使用料及び賃借料、Wi-Fiルーター借上料を660円と説明しましたが、正しくは6,600円の誤りです。大変失礼いたしました。

委員長 それでは、続いて認定第2号 令和5年度西和賀町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての審査に進みます。

健康福祉課長より決算の概要説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長 国民健康保険特別会計決算の概要について、決算書に基づき説明させていただきます。

決算書183ページ、184ページを御覧ください。184ページ、歳入の収入済額の欄を御覧ください。1款国民健康保険税が7,145万4,366円、3款県支出金が4億6,134万9,763円、5款繰入金金が7,727万4,659円、6款繰越金が2,305万2,747円、総額6億3,370万4,617円となっております。

185ページ、186ページを御覧ください。186ページ、歳出の支出済額の欄を御覧ください。1款総務費が2,436万7,060円、2款保険給付費が

4億346万2,839円、3款国民健康保険事業費納付金が1億2,012万6,506円、5款保健事業費が854万6,600円、6款基金積立金が1,908万5,000円、8款諸支出金5,014万3,748円、総額6億2,573万1,753円となっております。歳入歳出差引き残高797万2,864円となっております。

国民健康保険事業は、国民健康保険制度の改正により平成30年4月から国保財政の運営主体が市町村から県に移り、県では令和6年を初年度とする第3期岩手県国民健康保険運営方針を策定し、国保財政運営の安定化に向けた取組や市町村の事務の効率化、標準化、広域化などを推進する取組を市町村の意見を聞きながら進めております。また、町では資格管理、保険給付、保険税の賦課徴収、保健事業などを行っております。

歳出を説明いたします。193ページ、194ページを御覧ください。1款総務費は、職員の人件費、国保事務処理標準システムに係る経費等となります。

下段になります。2款徴税費は、職員の人件費、賦課徴収に係る電算処理システムに係る経費になり、次のページ、12節委託料、国民健康保険税外付けシステム改修業務委託料5万7,200円は、産前産後の期間の保険税免税措置対応に伴い、納税通知書作成に係るシステム改修に要した経費になります。

2款保険給付費は、一般被保険者療養給付費から高額療養費、葬祭費等になります。

199ページ、200ページを御覧ください。3款国民健康保険事業費納付金は、県から示された納付金を県へ納付しております。

201ページ、202ページを御覧ください。5款保健事業費は、国民健康保険被保険者を対象とした特定健康診査に係る経費等になります。

中段になります。1項1目特定健康診査等事業費、12節委託料、国民健康保険事業実施計画等策定支援業務委託料55万円は、令和6年度から6年間を計画期間とする第3期保健事業実施

計画及び第4期特定健康診査等実施計画の策定に向けた現状分析等の業務を委託した経費になります。

続いて、決算附属資料36ページ、37ページを御覧ください。決算状況につきまして、前年度との比較を含めて記載をしております。また、決算附属資料175ページを御覧ください。国民健康保険税の課税状況、軽減状況、滞納状況等を記載をしております。決算附属資料191ページを御覧ください。国民健康保険事業の概要や加入状況、保険給付状況、国保税税率表、保健事業について記載をしておりますので、御覧いただきたいと思っております。

国民健康保険特別会計の説明は以上のとおりでございますので、よろしくお願いたします。
委員長 健康福祉課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。特別会計は、歳入歳出とも一括で質疑を許します。質疑ありませんか。

普本歌織君。

3番 申し訳ありません。よろしくお願いたします。決算書の201、202ページ、基金の積立金のことについて伺いたいと思っております。

積立金が1,907万9,000円ということですが、当初予算は6,000円ですし、令和4年度は923万2,000円ということで、どのように積立ての金額が決まっているか、その考え方について伺いたいと思っております。

委員長 深澤課長代理。

健康福祉課長代理 決算書202ページ、国民健康保険、歳出、6款1項1目財政調整基金積立金についてお答えいたします。

国民健康保険特別会計の財政調整及び国民健康保険の保健事業の推進に要する経費に不足を生じた場合の財源に充てるために、西和賀町国民健康保険事業財政調整基金を設置しております。令和5年度の基金積立金は、当初予算では6,000円を計上しておりましたけれども、令和4年度決算に伴う繰越金から県へ支払う過年度

返還金を差し引いた余剰金や、令和5年度保健事業等の確定に伴う余剰金を12月や3月の補正予算で増額補正しております。令和4年度より額が大分多くなった理由につきましては……

以上になります。

委員長 普本歌織君。

3番 では、令和4年から額が大分大きくなった理由もお願いします。

委員長 深澤課長代理。

健康福祉課長代理 金額が令和4年度より多くなった理由につきましては、令和4年度の繰越金の額が多かったこと、令和5年度の県へ納付する国民健康保険事業納付金の金額が少なかったことなどが主な要因となっております。

以上です。

委員長 普本歌織君。

3番 これに関わって、決算書の306ページの基金のところを見ますと、基金全体としては25万9,000円の減となっていると思います。基金から会計のほうに繰り入れた部分もあり、積み立てた分もあって、この金額になっているということだと思うのですが、この基金から会計に繰り入れた分に関しては、どのような使い方をしているかということをお教えください。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 国民健康保険のほうの事業の財政調整基金の積立てと取崩しの関係についてお答えをいたします。

こちらについては、まず先ほど積み立てたことについてはお話があったように、その取崩しについての財源を何に充てているかということになります。令和5年度に大きく国民健康保険税のほうを税率改正をさせていただいたところ。そちらについて金額のほうが減額になっておりますので、県のほうに充てる納付金が国保税だけでは賄い切れないというところもありますので、この財政調整基金のほうを一部充てておりますし、また保健事業を実施するに当たりまして、こちらについても財政調整基金

のほうを充てているという状況になります。

委員長 普本歌織君。

3番 基金のことは以上なのですが、別の質問をもう一ついいですか。

先ほどの課長の説明の中に、県のほうでの運営方針が策定されているということがあったのですが、県で保険料の統一化の検討もしていると思うのですが、その検討の状況を教えてください。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 お答えいたします。

県のほうでの保険料の水準の統一化についてお答えをいたします。国民健康保険の保険料の水準を県内の統一を推進するためということで、まず国のほうで保険料の水準統一加速化プランというものを策定をしているところになります。令和6年度からスタートをします第3期の岩手県の国保運営方針の改定に対しても反映しているところになりますので、県のほうでも国のほうの方針に沿って、まず計画のほうを策定したところになります。そして、その方針の中では、まず1つ目として、保険料の水準の統一の目標年度を、まず国のほうではいろいろ定めて、ほかの県ではいろいろ定めていますけれども、まだ岩手県のほうでは統一するという目標年度は定めてはいませんが、一応今後ワーキンググループなどでその保険料の水準について統一に向けて検討をするということになっているところになります。

委員長 普本歌織君。

3番 そういった国や県の動きもある中でなのですが、議会でも再三取り上げている18歳までの子供の均等割の減免についてなのですが、そういった県や国の動きもある。それから、先ほどの課長の説明にもあったとおり、令和5年度から保険料全体の水準を下げた、その経過も見なければならないという町独自の状況もあると思うのですが、そういった中で、18歳までの子供の均等割の減免については町で検討する

余地があるのかどうか教えてください。

委員長 普本歌織君、今決算審査の範囲での質疑になりますけれども、予算等で決められたことに対する執行の範囲の質問ということでしょうか。

普本歌織君。

3番 財政基金を調整しながら保険料を定めているという経過もありましたので、そのような状況を見ながら可能かどうかということではお伺いできますか。

委員長 暫時休憩を取らせていただきます。

午前10時32分 休 憩

午前10時34分 再 開

委員長 休憩を解きます。

普本歌織君。

3番 今の質問ですが、大変重要な問題だと思って発言はいたしました、決算審査の範囲を超えているということで認識いたしましたので、また別の機会に伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

委員長 ありがとうございます。

では、ほかにないでしょうか。

高橋宏君。

8番 国保ですので、決算附属資料の176ページは大丈夫でしょうか。税務課というふうに書いているのですが、国保ということで、176ページの一番下、滞納の状況を見ますと、令和5年度が令和4年度から金額、人数とも大変増えております。このことについて、担当課としてはどのような分析をなされているのでしょうか。

委員長 税務課長。

会計管理者兼税務課長 国保税の滞納の状況についてですけれども、今年度ですが、滞納のほうは、令和5年度分の新規の滞納者が延べ人数で24人で、165万2,200円ですが、そのうち新規滞納者は18名という形ということになっております。昨年度、令和4年度の新規では11名となっております。金額的には56万ほどの増加となっておりますが、令和4年度と令和5年度の新規

分の比較では、その半分の25万ほどの増額となっております。今年度の滞納の部分につきましては、1人当たりの大口の方がちょっと増えております。10万円以上の方が6名おりまして、滞納額の半分以上を占めているというような形になっております。今回の滞納者の方を見ますと、若干若い方の新規という形にはなっておりますけれども、今後こちらのほうでも滞納の収納の督促などを行いながら徴収していく、取り組んでいるという状況になります。

以上です。

委員長 高橋宏君。

8番 若い方ということで非常に逆に深刻かなと思うのですが、国保世帯全体の収入が減っているというか、国保世帯の生活全体が厳しくなっているというような捉え方、担当課ではそういうことではないのでしょうか。

委員長 税務課長。

会計管理者兼税務課長 国保税につきましても、ほかの税もありますけれども、人口減少の部分も大きいところでもあります。

以上です。

委員長 高橋宏君。

8番 では、国保世帯に限ってという捉え方ではないというふうに、人口減少が非常に大きいということでしたけれども、国保世帯だけが特にとこのような感じではないというふうに捉えていていいのでしょうか。

委員長 税務課長。

会計管理者兼税務課長 全体的にも税収は落ちているという、課税対象者も減っております。国保だけに限ってということではありません。

委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りいたします。

これで認定第2号 令和5年度西和賀町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての審査をひとまず終わりたいと思いますが、こ

れにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

続いて、認定第3号 令和5年度西和賀町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての審査に進みます。

健康福祉課長より決算の概要説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長 後期高齢者医療特別会計決算の概要について、決算書に基づき説明させていただきます。

決算書205ページ、206ページを御覧ください。206ページ、歳入の収入済額の欄を御覧ください。1款後期高齢者医療保険料が5,622万6,800円、3款繰入金が3,439万4,615円、総額9,152万7,338円となっております。

207ページ、208ページを御覧ください。208ページ、歳出の支出済額の欄を御覧ください。1款総務費が359万8,063円、2款後期高齢者医療広域連合納付金が8,708万6,015円、総額9,123万8,663円となっており、歳入歳出差引残高28万8,675円となっております。後期高齢者医療は、岩手県後期高齢者医療広域連合が保険者として保険料額の決定、医療費の給付、被保険者証の交付などを行い、市町村が保険料の徴収、申請や届出の受付、通知書の発送等を行っております。

歳出を説明いたします。213ページ、214ページを御覧ください。1款総務費は、後期高齢者医療保険料徴収等事務処理システムに係る経費等になります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者から納入いただいた後期高齢者医療保険料を広域連合へ負担金として納付しております。

続いて、決算附属資料の38ページ、39ページを御覧ください。決算状況につきまして、前年度との比較を含めて記載をしております。また、決算附属資料の193ページを御覧ください。後

期高齢者医療制度事業の概要や被保険者数、保険料賦課・収納状況、申請書の受付状況について記載をしておりますので、御覧いただきたいと思っております。

後期高齢者医療特別会計の説明は以上のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

委員長 健康福祉課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。特別会計は、歳入歳出とも一括で質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りいたします。

これで認定第3号 令和5年度西和賀町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての審査をひとまず終わりたいと思っております、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

では続いて、認定第4号 令和5年度西和賀町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての審査に進みます。

健康福祉課長より決算の概要説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長 介護保険特別会計決算の概要について、決算書に基づき説明させていただきます。

初めに、保険事業勘定です。決算書217ページ、218ページを御覧ください。218ページ、歳入の収入済額の欄を御覧ください。1款保険料が2億2,245万1,900円、3款国庫支出金が4億2,066万3,173円、4款支払基金交付金が3億6,692万8,000円、5款県支出金が2億808万4,908円、7款繰入金が2億3,329万6,000円、8款繰越金が5,635万8,047円、総額15億795万2,279円となっております。

219ページ、220ページを御覧ください。220ページ、歳出の支出済額の欄を御覧ください。1

款総務費が3,134万5,109円、2款保険給付費が13億250万4,809円、3款地域支援事業費が4,513万8,815円、5款基金積立金が2,819万3,000円、総額14億4,284万5,228円となっております。歳入歳出差引残高6,510万7,051円となっております。

歳出を説明いたします。229ページ、230ページを御覧ください。1款総務費は、職員の人件費、介護保険システム、介護認定審査会等に係る経費になります。

下段になります。1項1目一般管理費、12節、介護保険システム改修業務委託料86万7,625円は、令和6年介護保険法改正に係る介護保険システム改修業務委託経費になります。第9期介護保険事業計画策定支援業務委託料63万8,000円は、令和6年度から3か年を計画期間とする第9期介護保険事業計画策定に向けた基礎資料とする見える化システムを活用した介護保険の分析や、要介護者及び給付費等の推計などの支援業務に係る業務の委託経費になります。介護事業所台帳管理システム導入業務委託料11万円及び13節使用料及び賃借料、介護事業所台帳管理システムプロダクト利用料11万円についてですが、これまで介護保険事業所の情報を管理する介護保険指定機関等管理システムへの登録については、県南広域振興局において代行入力を行っていただいておりますが、令和6年度以降は代行入力の制度が廃止されることから、令和5年度にシステムを導入しました。その分の経費になります。

231ページ、232ページを御覧ください。下段になります。2款保険給付費は、居宅や地域密着型施設の介護や介護予防のサービス給付費、福祉用具購入費、住宅改修費等になります。

239ページ、240ページを御覧ください。3款地域支援事業費は、地域包括支援センターの職員の人件費、介護予防事業、包括支援事業等に係る経費になります。

続いて、介護サービス事業勘定です。決算書

251ページ、252ページを御覧ください。252ページ、歳入の収入済額の欄を御覧ください。1款サービス収入が286万3,440円、2款繰入金803万円、総額1,111万8,525円となっております。

253ページ、254ページを御覧ください。254ページ、歳出の支出済額の欄を御覧ください。1款総務費が897万7,728円、2款事業費は174万6,060円、総額1,072万3,788円となっております。歳入歳出差引残高39万4,737円となっております。

257ページ、258ページを御覧ください。歳出の主なものは、1款の総務費では、地域包括支援センター職員の人件費、地域包括支援センターの設置しているシステム機器の経費等、2款事業費では、介護予防サービス計画作成業務委託料になります。

続いて、決算附属資料の40ページ、41ページを御覧ください。保険事業勘定の決算状況、次のページには介護サービス事業勘定の決算状況につきまして、前年度との比較も含めて記載をしております。また、決算附属資料の91ページを御覧ください。介護保険事業の一般介護予防事業、在宅医療・介護連携推進事業の状況を記載をしております。決算附属資料177ページを御覧ください。保険料の状況として、収納率や滞納者等の状況について記載をしております。決算附属資料の195ページを御覧ください。要介護認定状況や認定者の内訳、給付実績、サービスの利用状況、地域支援事業等について記載をしておりますので、御覧いただきたいと思っております。決算附属資料203ページを御覧ください。地域包括支援センターの運営状況や総合相談・支援業務、介護予防・日常生活支援総合事業、権利擁護、認知症施策、介護サービス事業勘定における介護予防サービス・支援計画書の作成状況について記載をしておりますので、御覧いただきたいと思っております。

介護保険特別会計の説明は以上のとおりでご

ございますので、よろしくお願ひいたします。

委員長 健康福祉課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。特別会計は、歳入歳出とも一括で質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

認定第4号 令和5年度西和賀町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての審査をひとまず終わりにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

では、これで健康福祉課への審査をひとまず終了し、次の税務課の審査に移るため、11時5分まで休憩いたします。

午前10時52分 休 憩

午前11時05分 再 開

委員長 休憩を解き審査を進めます。

次に、税務課の審査を行います。税務課が所管するのは2款総務費、町税等歳入であります。

税務課長より決算の概要説明を求めます。

税務課長。

会計管理者兼税務課長 おはようございます。ただいまから税務課所管の令和5年度決算概要について説明します。よろしくお願ひします。

税務課は、主に決算附属資料に基づき、歳入を中心に説明させていただきます。

決算附属資料の169ページを御覧ください。初めに、1、町税の収納状況(現年課税分)でございます。調定額の総額が4億9,471万240円、収入済額が4億8,874万2,469円、収入未済額が588万6,771円、収納率が98.79%となり、前年度比で0.22ポイント増となりました。

次からは、税目ごとの説明になります。(1)、個人町民税でございますが、前年度と比較して退職所得分の増により納税義務者数が減少したことにより、調定額、収入済額ともに増加して

おります。収入未済額については、前年度67万9,103円に対し62万7,671円と若干ですが減少することができました。収納率では99.61%で、前年度比0.04ポイントの増となりました。

次に、(2)、法人町民税では、均等割課税が前年度と同じ117事業所、法人税割課税は3事業所増の37事業所となっております。調定額2,088万800円に対し、収入済額が2,083万800円で、収入未済額が5万円、収納率は99.76%と前年度比0.24ポイントの減となっております。内訳は御覧のとおりです。

次に、170ページを御覧ください。(3)、固定資産税では、土地、家屋、償却資産を合わせた調定額は2億3,123万5,500円、収入済額が2億2,609万6,400円、収入未済額が505万8,100円、収納率は97.78%で、前年度比0.44ポイントの増となりました。

次に、171ページを御覧ください。(4)、軽自動車税、種別割では、調定額2,276万5,900円に対し収入済額2,261万4,900円、収入未済額は15万1,000円、収納率は99.34%で、前年度比0.08ポイントの減となりました。

環境性能割では、調定額、収入済額ともに102万9,000円、収納率は100%となっております。

次に、173ページを御覧ください。2番、滞納繰越分では、調定額の合計が1,410万4,069円、収入済額が142万9,050円、不納欠損額が224万6,386円、収入未済額が1,042万8,633円、収納率が10.13%、収納率で前年度比8.01ポイントの減となりました。なお、収納率が減少した要因は、個人町民税、固定資産税、不納欠損のいずれも令和4年度の収納率が特に高かったことによるもので、ちょっと差が大きく見えているところです。

次に、3番の町税の滞納の状況(現年度分)では、国民健康保険税と介護保険料、後期高齢者医療保険料を除く町税の滞納者実数、税額、延べ件数の表となっております。

次に、4番、不納欠損の状況では、前年度2,462万1,689円に対し、今年度は固定資産税で232万7,386円を不納欠損しております。

次に、174ページを御覧ください。5番、滞納処分の執行状況ですが、税負担の公平性と町税の確保を図るため、滞納者に対する滞納処分を実施した内訳となります。換価または取立金額の合計は、預貯金2件、3万8,500円、給与等16件、67万3,581円、地方税等還付金1件、1万6,500円、取立金額は合計98万7,681円で、前年度から700万円の減となりました。令和4年度に行いました不動産公売した分が減少したものととなります。

次に、175ページを御覧ください。国民健康保険税になります。国民健康保険加入者の状況では、基礎課税分で令和5年度の年度末の世帯数は660世帯、被保険者数は946人、後期高齢者支援金課税分で660世帯、被保険者数は946人、介護納付金課税分の被保険者数は205世帯、233人で、これらの表から世帯数及び被保険者数は年々減少していることが分かります。

次に、国民健康保険税の課税実績ですが、所得割、均等割、平等割のそれぞれの総額及び課税総額並びに限度額課税世帯、限度額を超える金額についても世帯数、被保険者数の減少により前年度よりも減少しております。令和5年度から賦課方式を見直し、資産割を廃止しております。

3、現年課税分では、合計で調定額7,202万2,000円、収入済額が7,036万9,800円、収入未済額については前年度139万4,900円に対し165万2,200円と増額となりました。収納率は97.71%で、前年度比0.68ポイントの減となっております。

4番の滞納繰越分ですが、合計で調定額255万4,962円、収入済額が108万4,566円、不納欠損額が5,000円、収入未済額が146万5,396円、収納率が42.45%で、前年度比26.77%の減となりました。

次に、176ページを御覧ください。6、不納欠損の状況ですが、1件、1人で5,000円の不納欠損処理を行いました。不納欠損の理由は、地方税法第18条第1項の規定により財産調査を行ったところですが、換価できる財産がないなどの理由により、執行停止同等と判断し、徴収権の時効により消滅したものです。

8、滞納の状況ですが、平成30年度から令和5年度までの滞納者は43人、実人数は32人となっており、うち令和5年度新規滞納者の実人数が18人となっております。また、滞納金額で56万2,634円の増となっております。

次に、177ページを御覧ください。Ⅲ、介護保険料について説明いたします。1、介護保険料の状況ですが、現年度分の特別徴収、普通徴収、繰越分を合わせた調定額は2億2,319万8,600円、収入済額2億2,245万1,900円、不納欠損額は6万3,400円、収入未済額は68万3,300円、前年度より増額となっております。

次に、収納率は、現年課税分の特別徴収は100%、普通徴収は96.81%となっており、滞納繰越分については53.07%と前年度から減少しております。

滞納者の状況ですが、実人数が前年度9人から今年度11人と2人増加しております。

次に、194ページを御覧ください。(2)、後期高齢者医療保険料賦課・収納状況について説明いたします。令和5年度現年度分の特別徴収、普通徴収、繰越分を合わせた調定額は5,634万9,300円、収入済額は5,622万6,800円、収入未済額は12万2,500円、収納率は現年度分で99.79%、滞納繰越分で98.5%となっております。

滞納年度別の滞納金額と滞納者数の表となります。重複している方がおりますので、実質人数は4人となっております。

これまで歳入を中心に説明させていただきましたが、最後に歳出の新規事業についてご説明いたします。決算書抜粋版、歳出の10ページを

御覧ください。2款2項2目12節委託料、航空写真データ取込業務委託料33万円は、令和4年度に定住自立圏の対象事業として、奥州市と当町の2市町で共同で取り組んだ空中写真撮影及び写真地図作成業務について固定資産課税事務用にセットアップした経費となります。次に、その下、3つ目の登記履歴台帳システム構築業務委託料22万円と、下段の13節登記履歴台帳システム使用料6万6,000円は、法務局からの毎月の異動データを取り込む作業が必要ですが、これまでの紙ベースでの受領から電子データで行うため、現行システムとの連携を図るための調整の経費となっております。

私からの説明は以上となりますので、よろしくお願いたします。

委員長 税務課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。税務課長からは、主に附属資料に沿った形での説明が前段にありましたけれども、他の一般会計と同様、まず抜粋資料に沿って質疑を行い、その後にもまた附属資料のページ等の指定を受けながら質問を受けたいと思いますので、今までの一般会計と同様の形で進めさせていただきます。

初めに、歳入に関する質疑を一括で許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 では次に、歳出に関し、ページごとに審査を進めます。

まず、7、8ページ、質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 では、進めます。9、10ページ。

高橋宏君。

8番 10ページ、今課長からも説明あったのですけれども、航空写真データを奥州市とということだったので、固定資産のためのデータだと思えるのですけれども、かなり庁内でこれは情報共有されるということなのでしょうか。

委員長 税務課長。

会計管理者兼税務課長 基本的には課税用のデータですので、税務課のほうがメインで行っているものです。ただ、公用申請などで閲覧などがあった場合は、そういった適法なものであれば閲覧をさせているという状況になります。

以上です。

委員長 高橋宏君。

8番 なかなかお金もかかることで更新というのはできないと思うのですが、現在、令和4年、令和5年にできたもの、どの程度の割合で今までも更新しながら新しいデータを取っているということなのでしょうか。

委員長 税務課長。

会計管理者兼税務課長 定期的ではないのですが、以前は平成20年度に行ったところですが、やはり経費が多くなるものなので、ある意味できないということになっております。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

委員長 では、進めます。11、12ページ、ありませんか。

(なしの声)

委員長 では、先ほど最初に話したとおり、附属資料に沿って質問がある方は発言願います。ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りいたします。

これで税務課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

これで税務課への審査をひとまず終了し、次の建設水道課の審査に移りますが、昼食のため、1時ちょうどまで休憩いたします。

午前11時23分 休 憩

午後1時00分 再 開

委員長 休憩を解き審査を進めます。

次に、建設水道課の審査を行います。建設水道課は一般会計のほかに特別会計、事業会計もありますので、併せて審査します。建設水道課が所管するのは8款土木費、11款災害復旧費、特別会計、事業会計であります。

建設水道課長より決算の概要説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長 それでは、午後よろしくお願いたします。令和5年度建設水道課所管の一般会計決算状況について概要を説明させていただきます。

当課所管の一般会計歳入歳出決算の一部抜粋版により、また事業ごとの詳細につきましては令和5年度決算附属資料にてご確認をいただきます。

では初めに、歳出についてですが、決算書の歳出、5ページ、6ページを御覧ください。8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう総務費、12節委託料、道路台帳補正業務委託料249万7,000円は、町道の起点、終点や延長など、道路施設の変更に伴い、3路線、1橋の更新を行ったものです。

7ページ、8ページを御覧ください。18節負担金、補助及び交付金として、各種団体の負担金や会費など71万100円を支出しております。

2目道路維持費、10節需用費の支出済額3,800万円余りのうち、修繕料3,245万4,541円は、道路路面の劣化による補修や、側溝、ガードレール等の道路安全施設の修繕のほか、道路維持車両の修繕に要した支出でございます。

9ページ、10ページを御覧ください。12節委託料の道路橋定期点検業務委託料720万5,000円は、橋梁等の道路施設について、メンテナンスサイクルを図るために義務づけられている5年に1回の点検業務で、令和5年度は橋梁31橋の点検を行っております。詳細は、決算附属資料120ページ下段に記載しております。併せて御

覧になってください。町道下前小繫沢線用地測量登記業務委託料は、工事請負費にある道路線のり面対策工事に付随するもので、必要な用地を買収し登記したものです。詳細につきましては、決算附属資料120ページ上段にあります。土地購入費、立木移転補償費も同様にそれぞれ支出しております。道路環境整備業務委託料285万2,300円は、登山遊歩道につながる町道等4路線のパトロールや草刈り、簡易修繕等を委託したものであります。

14節工事請負費ですが、町道長瀬野線の側溝改修工事、町道湯田下左草線及び町道東側幹線の舗装補修工事、弁天トンネル補修工事ほか、区画線設置工事を施行しております。

2目道路維持費の詳細は、決算附属資料の121ページと122ページ上段に詳細を記載しております。併せてご確認をお願いいたします。

次に、道路除雪費ですが、2節、3節、4節までは会計年度任用職員として採用しております除雪作業員に係る給与等の人件費でございます。

次のページを御覧ください。7節報償費4万円の支出ですが、除雪作業員の表彰規程に基づき2名の表彰を行ったことに伴う費用でございます。

10節需用費は、除雪機械のチェーンやカッティングエッジなど消耗品の購入や、除雪機械の燃料費、車検整備等に伴う修繕費として支出したものです。

12節委託料の町道除排雪業務委託についてですが、一昨年度から除雪業務に関して業務の一部を委託しており、町内8基地のうち、貝沢基地、中村基地と長瀬野基地それぞれの管轄路線を委託方式に変更しております。委託路線数は84路線、延長61キロとなっており、総除雪延長193キロに対し32%の割合となっております。また、例年に加え、新たな事業は上野々流雪溝流末作業用足場点検業務を委託しております。この事業は、上野々地区からの要望により、腐

食など劣化している可能性のある作業用足場について点検を行っております。その結果を受けまして、今年度改修工事を行うこととしております。

次に、14節工事請負費です。電気保安点検の結果を受け、川尻流雪溝施設の漏電ブレーカーと湯本流雪溝施設の交流負荷開閉器を更新しております。また、中村除雪車庫格納庫のトイレ改修事業に伴い、浄化槽への接続工事を行っております。さらに、前年度に引き続きまして、町道鍵沢線の防雪柵設置工事を実施しております。昨年度で事業の全てが、この工事につきましては完了しております。

次に、13ページ、14ページを御覧ください。17節備品購入費ですが、除雪ドーザの更新については、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大やウクライナ情勢による影響で、製造、納品まで長期間が必要であったため、令和5年2月に契約を締結しまして、令和6年3月の納車となりました。予算に関しましては、令和4年度中に債務負担行為をお認めいただき、令和5年度予算にて対応したところです。除雪機械の更新については、現在まで国庫補助金を活用しながら更新を図っておりますが、今後は起債による町単独予算による更新も視野に入れ更新計画を策定し、適切な配備を図ってまいりたいと考えております。その他詳細は、附属資料の122ページ下段から124ページ上段と、ちょっと飛びまして222ページ、Ⅲ、町道の維持管理、1、維持管理、(4)、除雪業務に記載しておりますので、併せてご確認をお願いします。

人口減少、高齢化により、作業員確保が厳しい状況となっておりますが、情報発信事業に合わせ地域おこし協力隊の募集も行うなど、西和賀町の除雪技術の継承と安心、安全な冬期交通確保対策を引き続き図ってまいります。

次に、4目道路新設改良費ですが、12節委託料、交通現況調査業務委託料は、今後の道路改良計画及び維持管理等の基礎データを得ること

を目的に交通量調査を実施いたしました。

次に、5目橋りょう費、12節委託料は、決算附属資料124ページ、125ページをご確認ください。橋梁改修事業として、橋梁補修工事に関わる設計業務、積算資料作成業務を委託しております。14節工事請負費は、令和4年度からの繰越事業として実施した町道弁天線弁天橋橋梁補修工事(その1)と、令和5年度事業として実施した(その2)工事を実施しております。また、町道前田線の飯豊橋の補修工事についても繰越事業として実施しております。

続いて、3項河川費になります。決算附属資料125ページ下段も併せてご確認ください。14節工事請負費は、普通河川細内川の改修工事と普通河川槍川の護岸補修工事に関わるものですが、普通河川細内川については、改修規模が大きいことから令和4年度から3か年で実施することとしており、令和6年度、今年度についても継続して取り組んでいるところでございます。

次に、4項都市計画費ですが、15ページ、16ページを御覧ください。都市計画費は、湯本地区の湖岸公園管理経費となります。

続いて、5項住宅費です。建設水道課で所管している公営住宅の維持管理について、10節需用費、修繕料ですが、退去に伴う修繕のほか、老朽化に伴う突発的な修繕も増えてきております。予防保全の観点から、町では長寿命化計画に基づき計画的に改修工事を実施しておりますが、令和5年度につきましても、町営大沓団地3棟6戸の屋根ふき替え、外壁張り替え工事など、断熱性向上工事を実施しております。なお、令和6年度以降も順次、居性向上のため断熱を含めた屋根外壁等の改修など、改修を行っていくこととしております。

18節負担金、補助及び交付金の住まいづくり応援事業補助金65万3,000円の支出ですが、住宅の水洗化工事、バリアフリー工事、断熱工事、耐震補強工事のいずれかを町内事業者が施工する場合に、その経費の10%を補助するものであ

ります。令和5年度は、4件の補助金交付を行っております。その他住宅関連の詳細につきましては、決算附属資料126ページと225ページから227ページに記載しておりますので、併せて御覧ください。

土木費の歳出に係る説明は以上のとおりです。

次に、11款災害復旧費についてです。ページ数は17ページ、18ページを御覧ください。令和5年度は、7月15日から7月20日に発生した大雨災害に対応いたしました。補助事業として道路債7件、河川債4件の災害申請を行い、令和6年度に事業繰越を行っております。単独事業としては、道路10路線と河川16か所の対応を行っております。単独事業につきましても多くを事業繰越としておりましたが、一部を除いて完了しております。

続いて、歳入についての説明です。歳入の1ページ、2ページをお開きいただきまして、15款1項6目土木費使用料の590万900円の不納欠損額は、3月定例会においてお認めいただいた住宅使用料など3件に係る債権放棄に関するもので、令和5年度末日をもって不納欠損処理をいたしております。これにより、収入未済が解消されました。詳細は、決算附属資料227ページ、住宅の部分でございますので、併せてご確認をお願いします。

16款国庫支出金の1項、公共土木施設災害復旧費負担金は、先ほど説明いたしました災害復旧費のうち、令和5年度支出分に係る国庫負担金となります。

2項の国庫補助金は、現年の道路橋梁に係る4事業に対して9,146万3,000円と、臨時の道路除雪補助金666万8,000円の交付を受けており、繰越事業分として町道舗装改良事業に係る補助金1,603万4,000円、橋梁改修事業費1,815万5,000円の交付を受けております。

また、災害復旧費国庫補助金として、災害に係る測量設計業務委託等に対し435万3,000円の交付を受けております。

次のページでございます。23款町債では土木債で合わせて1億6,790万円、災害復旧債として160万円の借入の確認を行い、各事業の財源として充当しているものでございます。

以上で建設水道課に係る決算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

委員長 建設水道課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。初めに、歳入に関する質疑を一括で許します。質疑ありませんか。

高橋宏君。

8番 歳入の若者定住促進住宅使用料640万についてですけれども、附属資料の227ページの上段を見ますと、令和4年に造った湯本で空きが1戸というふうにあるのですけれども、住宅使用については空き家は存在しているのでしょうか。

委員長 建設水道課長。

建設水道課長 存在していますというのは答えになるでしょうか。226ページと227ページに町営住宅と特公賃、それから227ページには若者定住促進住宅の現在の状況とございますか、6月末の空き家の状況が記載されているわけでございます。それぞれ合計として町営住宅が4戸、特定公共賃貸住宅が2戸、それから若者定住促進住宅が1戸というふうになっています。

若者の件でのご質問でしたので、若者定住促進住宅の1戸につきましては、湯本団地において現在1戸空きがございますが、これは今年の3月に退去されている分で、改修工事といいたいでしょうか、修繕が行われる間に入れますので、入れた上で改めて募集を開始しようとするもので、予定としては10月1日からまた募集を開始する予定となっております。サイクルがありましていいでしょうか、結構出たり入ったりもありますので、どうしても空きがあることもあるということでございます。そういった状況であるというのはご理解いただきたいというふうに思います。

委員長 高橋宏君。

(なしの声)

8番 町では、家族向けとか若者住宅の建設がまだ予定されております。ニーズとしては、特に若者住宅などはまだまだニーズがあるという状況なのでしょうか。

委員長 進めます。7ページ、8ページ。

(なしの声)

委員長 建設水道課長。

委員長 では、進めます。9ページ、10ページ、ありませんか。

(なしの声)

建設水道課長 建設水道課で調査したわけではありませんが、過去において、商工会などへの聞き取り調査などにおいてニーズがあるといったお話があったことから進めてきた事業だというふうには考えております。問合せもそれなりにやっぱりありますので、まして住むところがなければ当然、従業員、雇用者などもなかなか困っているというお話も聞いているような状況でございますから、そういった意味では足りていないのだろうなというふうに感じているところでございます。

委員長 では、11ページ、12ページ。

刈田敏君。

11番 12ページの除雪オペレーターのスンスですけれども、これについての成果をどのように受け止めているのかお聞きいたします。

委員長 高橋宏君。

委員長 建設水道課長。

8番 空きがあったという湯本の若者住宅ができたときに、我々も中を見たのですけれども、かなり斬新な造りだったと思うのですけれども、実際使用されている中での入っている方からいろいろ使いやすさとか、使いづらさとかというような話は出ていないのでしょうか。

建設水道課長 詳細につきましては、決算附属資料123ページにもございますが、令和4年度の年度途中から行っている事業でございまして、除雪の情報を、SNSを通じまして、工夫を凝らした魅力的な動画などを発信することで西和賀町の除雪のPRを行っていきこう、もしくは雇用対策につなげていきこうという事業でございませぬ。

委員長 建設水道課長。

実績につきましては、記載しておりますけれども、ユーチューブにおいては令和5年度にチャンネル登録者数271人、令和4年度は109人でした。最多視聴回数につきましては、2万7,063回と非常に多い数字になっておりますし、高評価数も103件と高い状況です。

建設水道課長 建物の構造といいたし、間取りに関しては、人それぞれの感覚だとは思いますが。ただ、利用されている方々からのお話を聞きますと、設備的にはエアコンの完備がされていたりとか、あと温泉熱を利用した床暖房を取ってありましたし、また給水についてもそういった熱返還を利用しているということから光熱水費が抑えられるなど、総じて好評のお話を聞いてございます。

ちなみに、チャンネル登録者数につきましては、今年度、途中ではありますけれども、現在319人という状況になっています。さらに、Instagramに関しましては、5年度としてフォロワー数が400人ですが、令和4年度について119人でしたので、大幅にこれも増えているというような状況です。最多インプレッション数につきましては、これは非常に多い数字になってございまして36万7,891回と、これ令和4年度は1,372回でしたが、令和4年度は年度の途中からですので、丸一年として見ることはちょっとできないのですけれども、いいねの回数についても1,680件という状況になっています。

委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

委員長 では次に、歳出に関し、ページごとに審査を進めます。

5ページから6ページ、質疑ありませんか。

非常に除雪隊に関心を寄せる人が増えているというのは、様々なところで伺ってはおります。令和4年度から開始したこの情報発信事業に伴いまして、令和5年度には地域おこし協力隊の募集を改めてといたしましょうか、初めて開始をしたということになっております。残念ながら新たな募集についての応募者はちょっといなかったのですが、昨年は、現在西和賀町にいらっしゃっている地域おこし協力隊の方々が、当課ではありませんが、他課で雇用されている方々が、夏場の仕事とは別に冬場の仕事として除雪をしていただいている方が2名といった状況であります。引き続き情報発信をしながら、地域おこし協力隊の制度を活用して、町外からも広く雇用人材を求めていきたいというふうに考えているところでございます。

委員長 刈田敏君。

11番 実際のところ、関心を寄せる人がいるということは今後につながるということによろしいですか。

委員長 建設水道課長。

建設水道課長 雇用対策のみならずなのですが、西和賀町の除雪は非常に高い評価を町外からもいただいておりますので、そういった意味では雇用対策のみならず、観光分野にも広がりがあるかと思えますし、西和賀のブランドイメージを広く発信できるといった意味にもなるのかなというふうに考えておるところでございます。

委員長 刈田敏君。

11番 それでは、次の質問に入りますけれども、附属資料の122ページの道路除雪総務費の中の除雪作業員育成支援事業、これに関してはやはり基本の、除雪をやるための基礎となるところであると思うのですが、ちょっとお聞きしたいのは、この中にはふだんの基本的な作業というのは、監査の指摘にもありましたけれども、除雪車の事故が非常に懸念されるということの中では基本的な指導といたしますか、教育と

いたしますか、そういうのはどのように行っているのか、その辺をお聞きします。

委員長 建設水道課長。

建設水道課長 決算附属資料122ページ下段にあります除雪作業員育成支援事業に関しましては、これはあくまで除雪作業員の雇用対策として制度化したものでございまして、大型特殊自動車と、あとは作業免許と言われているものもありますけれども、これの資格取得のための経費でございまして。そういったことで、昨年度にしましては申請者3人で27万円を取得しているということで、これを通して除雪作業の安全対策ということにはちょっとならないかというふうに思っています。

安全対策に関しましては、監査委員さんからの指摘もございましたので、我々も重く受け止めております。昨年12月に、両日2日間続けて大きな事故がございましたので、これに伴いまして当課の対応といたしましては、直ちに各班の班長さんにお集まりいただきまして、このような事故があったという、まず皆さんに情報共有を図りました。さらに、注意喚起も当然のことながら行っております。その後、年末も近かったといったこともございましたので、町長からも直接、全職員、全作業員に庁舎に来ていただきまして、訓示をしていただいたところであります。残念ながら翌年の2月にも新たな事故がありましたので、最終的な離散の場面においても、さらに町長からも言葉をいただいております。今年度の新たな雇用につきまして、採用につきましても一人一人にヒアリングをする機会もありますので、私からもこの件に関しましてはしっかり話を伝えていきたいなというふうに感じておるところでございます。

委員長 刈田敏君。

11番 具体的に事故防止に対する対策等というのは特別なということですか。

委員長 建設水道課長。

建設水道課長 今回大きな3件の事故に関しまし

ては、大別しますと、1件が人的ミスといいた
しょうか、確認不足による事故になりますので、
確認不足があったとしても気づけるような体制
づくりといったものは、操縦機械の表示等に工
夫をしようとするにしておりますし、始業
点検、終業点検のしっかりした確認といったこ
とを徹底するというにしております。

ほか2件につきましては、除雪機械の基本的
な操作方法の勘違いがあるのかなというイメ
ジがございます。これは、通常の道路の盤下げ
と言われる雪盤、雪が硬くなった部分を掘り下
げる作業というのは、通常は除雪グレーダでや
るとか、除雪ドーザで行うのを基本としており
ます。今回起こった事故2件は、ロータリー除
雪車のカバーといいたしょうか、下にカッティ
ングエッジがついているのですけれども、多少
の削りはできますが、盤を下げるころまでは
できないということです。それにもかかわらず、
非常に圧をかけて下げた結果、道路構造物等に
引っかかり、車両に損傷を得たというような状
況ですので、そもそもの使い方の部分につい
ては、我々のほうからも改めてしっかりお話を
していくべきだろうなというふうに考えている
ところですので、そういった部分の反省も踏ま
えながら、令和6年度除雪、これからスタート
になりますので、しっかり対応を図ってまい
りたいと感じております。

委員長 高橋宏君。

8番 私からは、町道の除排雪の業務委託1億
1,000万ということで、先ほど課長からも説
明があったように、3か所、1億1,200万円、
全体の32%委託しているということなので
すけれども、この委託、料金も含めて適切であ
ったということなんでしょうか。

委員長 建設水道課長。

建設水道課長 適切でしたというか、ちょっと
詳細をお話いたします。

町の、適切かというお話でしょうから、積算
の根拠などになると思います。ただ、どうして

も相手方もあることなので、詳細については細
部まではお話はできませんけれども、基本的な
考え方としましては、県の土木と同様な形を基
本的には取っています。

契約については、総価請負契約といったもの
を取っております。これは、一式総額で請け負
う方式でございます。積算単価についても、同
じく県の土木工事の標準積算基準書、歩掛を利
用させていただいて、そういった部分では全く
同じというふうに考えております。違う部分と
すれば路線数、路線の延長などに伴いまして時
間単価で積算をしている部分だろうと、間違い
といいたしょうか、積算、距離が違いますので、
そういった部分では違うのだろうというふう
に考えております。そのほかは、共通仮設費等々、
諸経費に関しましてはにしわが建設会と協議し
ておりまして、それにより設定をさせていただ
いているというような状況でございます。そう
いった意味から、特別に安くしているとか、高
くしているとかといったことはないというふう
に考えておるところです。

委員長 高橋宏君。

8番 監査指摘については、今同僚議員からの
質問があったので、詳しいことは聞きませ
んけれども、直営と委託業務というのが2つ存
在するという状況の中で、委託業務が全体の
32%、今までですと、直営班だけの担当課
としての管理だったと思うのですけれども、
委託管理ということで2つの業務があると思
うのですけれども、そういう担当課としての
管理状況として、この2つ存在するというこ
とでの不具合といいたしょうか、業務量の増
大とか、そういう点での改善といいたことの
必要性は考えておられないのか。

委員長 建設水道課長。

建設水道課長 業務委託をしておりますので、
業務委託契約にかかるまでは、やはり通常
よりは職員としては大変な状況だとは思って
いますが、実際にシーズンが始まれば、毎
日のように苦情といいたしょうか、ご意見
といいたしょうか、

様々なお話があります。委託部分につきましては、委託業者が一旦まず受け取りまして対応等をしていただきますので、そういった意味では、職員はそういった部分では若干楽になっているのかなという感じはします。いずれ、とは言いながらも、最終的には町の責任ということになりますので、常に状況の把握としては、パトロールは同じような状況でやらせていただいていますし、窓口となる請け負った業者さん方とのコンタクトというのはかなり細かくやらせていただいているところでもあります。そういった意味では、特段大幅に変わっているというようなこともございませんし、実際作業に当たっている方々につきましては、それぞれの基地におりました方々をメインとして、さらに足りない部分を請負業者が補うような形を取っておりますので、全体としては総じて除雪レベルが落ちるようなことはないというふうに考えております。

委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

委員長 では、進めます。13ページ、14ページ、ありませんか。

(なしの声)

委員長 では、15ページ、16ページ。

(なしの声)

委員長 続けて、17ページ、18ページ、ありませんか。

(なしの声)

委員長 それでは、全体を通して質問し忘れ等ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

これで建設水道課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

では、続けて認定第5号 令和5年度西和賀

町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について審査を進めます。

建設水道課長より決算の概要説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長 それでは、令和5年度建設水道課所管の上下水道事業に関わる決算状況について概要を説明させていただきます。

ご確認ください資料は、令和5年度西和賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算書と、事業の詳細につきましては令和5年度決算附属資料にてご確認ください。

ここで、決算附属資料に一部誤りがありましたので、修正をお願いします。決算附属資料の230ページでございます。附属資料の230ページ、2、維持関係、(1)、施設の維持管理、①、業務委託の表がございます。表の下にあります※1)の文中に債権額とありますが、これは債務額の誤りでございます。繰り返します。230ページの業務委託といった表の下にあります※1)の文中にあります債権額、これは債務額の誤りです。同じように231ページの上段にも、※にある文中に債権額、ちょっと飛びまして236ページの同じく業務委託の表がありますけれども、ここにも、それから(3)、修繕の表の下にも※がありますが、※の中にあります債権額は全て債務額、この4か所誤っておりますので、債権額を全て債務額と修正をお願いいたします。

それから、もう一点でございます。234ページ上段の浄化槽における町で管理する基数の数値ですが、町の事業で設置した浄化槽の令和5年度の220基となっておりますが、これ216基の誤りでございます。220を216に訂正をお願いします。そういったことから、併せてその下にあります合計の基数241が237になります。お手数をおかけして申し訳ありませんが、訂正のほどよろしく申し上げます。

それでは、改めまして概要について説明いた

します。下水道事業特別会計は、公共下水道事業と合併処理浄化槽事業の会計となっております。

初めに、下水道事業の概要ですが、決算附属資料229ページをお開きください。下水道事業は、豊かな自然環境の保全と衛生的かつ快適な住環境を提供、確保するためのインフラとして必要不可欠な設備となっております。公共下水道につきましては、湯田処理区と沢内処理区の2か所、それぞれに浄化センターを設置し、平成15年度に供用を開始しており、処理区域内の汚水処理を行っております。水洗化率は85.6%となっており、令和4年度から0.8ポイント上昇しております。

次に、浄化槽事業の概要ですが、附属資料は233ページを御覧ください。浄化槽は、家庭からの汚水を処理するために各家庭に設置する小規模な汚水処理設備です。浄化槽は、基本におのおの世帯で設置する設備ですが、町では自然環境の保全と快適な住環境を提供、確保するため、町が事業主体となって浄化槽を設置する町設置型事業を推進しています。本事業は、公共下水道事業、農業集落排水事業の処理区域外において浄化槽を町で設置し、使用者から月々の使用料を納めていただく事業で、国庫補助金を充当しながら汚水処理を促進しています。処理区域内人口における水洗化率は74.7%となっています。昨年度比では0.4%減少しておりますが、これは人口減少に伴うものです。ただ一方で、処理世帯数は増加しております。令和5年度に整備した浄化槽は4基となっており、令和5年度末において町が管理している浄化槽は、全部で237基となっております。

それでは、歳出から説明いたします。決算書269ページ、270ページをお開きください。1款下水道事業費、1項総務管理費、1目一般管理費、12節委託料の下水道事業等地方公営企業会計移行支援業務委託料及び下水道事業等公営企業会計システム導入業務委託料は、令和6年度

から中央公営企業法の全部を適用するため必要な業務で、令和3年度から順次準備を進めておりました。内容といたしましては、移行支援業務は固定資産ほか資産全体の調査、評価、データ化を行いまして、システムへの登録を行っております。またあわせて、下水道台帳の更新を行うとともに、GISを構築するなど電子化も進めております。公営企業会計システム導入業務は、支援業務により資産調査された資産データを企業会計システムに入力などし、令和6年度予算編成から当該システムが運用できるようにしております。また、公共下水道ストックマネジメント策定業務委託料は、本町における公共下水道施設の長期的な視点での今後の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位づけを行った上で施設の点検、調査、修繕、改修を実施し、施設全体を対象とした施設管理の最適化、予算の平準化計画を策定することを目的に、令和5年度と今年度、令和6年度にも取り組んでおります。

次のページを御覧いただきます。2項施設管理費、1目公共下水道施設管理費の10節需用費、修繕料で507万4,960円を支出しております。12節委託料は、2つの浄化センターの管理委託料として3,633万6,300円を支出しております。14節工事請負費は、公共ます設置等工事として127万9,300円、湯田浄化槽の曝気攪拌装置の更新工事として977万9,000円を支出しております。詳細は、先ほど説明いたしました1項総務管理費の委託料も含め、附属資料の230ページ、231ページに詳細を記載しておりますので、ご確認をお願いします。

次に、2目合併処理浄化槽管理費についてですが、11節役務費の汚泥汲取手数料として561万5,500円の支出、また浄化槽は年1回の法定点検が義務づけられており、その検査手数料として110万7,000円を支出しております。12節委託料は、浄化槽への消毒薬補充など保守業務を委託しており、99万8,360円を支出しております。

次に、3項1目特定地域生活排水処理施設整備事業費、14節工事請負費は、令和5年度に新規に4基の合併浄化槽を設置し、合わせて1,261万7,000円を支出しております。浄化槽関連の詳細につきましては、決算附属資料の233ページから235ページのとおりとなっております。

決算書273ページ、274ページを御覧ください。2款1項公債費、1目元金2億1,342万4,008円と2目利子3,686万6,015円は、施設整備等に充当した地方債等の元金と利子の償還金となります。

続いて、歳入の主な内容ですが、まずは決算附属資料で説明いたします。決算附属資料232ページを御覧ください。下水道使用料の現年度分は、4,949万1,244円の調定額に対し4,508万9,308円を収納し、収納率は91.1%となりました。過年度分は、34万6,845円の調定額に対し4万2,482円を収納し、収納率は12.2%となります。続いて、分担金ですが、下水道分担金は1件当たり25万円を徴収しておりますが、一括もしくは5年以内の分割納付をしていただいているところです。本年は、15万円の調定額に対し10万円を収納し、収納率は66.7%となります。

続いて、決算附属資料235ページを御覧ください。浄化槽使用料は、設置した浄化槽の人槽に応じて徴収しておりますが、現年度分に関しては、1,316万8,650円の調定額に対し1,202万2,890円を収納し、収納率は91.3%となりました。過年度分は、1万4,410円の調定額に対し全額収納しております。続いて、分担金ですが、41万2,200円の調定額に対し、分担金についても全額を収納しております。

その他の歳入につきましては、決算書263ページ、264ページをお開きください。3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目浄化槽事業費補助金は、浄化槽市町村整備推進事業において整備する浄化槽に関わる国庫補助金です。

次のページを御覧ください。2目下水道事業費補助金は、令和5年度から取り組んでいる公

共下水道ストックマネジメント策定業務に係る国庫補助金です。

4款県支出金、1項県補助金、1目浄化槽事業費補助金は、下水道事業債償還基金県補助金となります。

6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金2億6,056万2,000円と、2項1目基金繰入金の下水道事業基金繰入金150万円は、事業に係る不足分を他会計から賄うものです。

次のページですが、9款1項町債は、歳出で説明させていただいた各種事業に充てるため、下水道事業債、浄化槽事業債を活用させていただきました。ここで、決算書における歳入の収入未済額と歳出における不用額が前年と比較しまして増えておりますが、これにつきましては決算附属資料の229ページにも記載しておりますとおおり、令和6年4月1日から下水道事業会計として地方公営企業法を適用したことに伴いまして、従前の出納整理期間がなく、本特別会計決算は3月31日をもって閉鎖していることから増加したもので、未収金、未払金は令和6年度下水道事業会計に改めて債権、債務として引き継いでおります。農業集落排水事業特別会計も同様であります。

以上で令和5年度西和賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算の概要説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長 建設水道課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。特別会計は、歳入歳出とも一括で質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りいたします。

これで認定第5号 令和5年度西和賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

続いて、認定第6号 令和5年度西和賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審査に進みます。

建設水道課長より決算の概要説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長 それでは、令和5年度西和賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の概要について説明いたします。

ご確認いただく資料は、令和5年度西和賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書と、事業の詳細につきましては令和5年度決算附属資料にてご確認いただきます。

決算附属資料236ページをお開きください。本町の農集排事業につきましては、北川舟浄化センター1か所で若畑地区と貝沢地区を処理区域として平成15年度に供用を開始し、汚水処理を行っております。水洗化率は80%となっており、令和4年度から0.3ポイント上昇しております。

それでは、歳出から説明いたします。決算書283ページ、284ページをお開きください。1款農業集落排水事業費、1項総務管理費、1目一般管理費、12節委託料、農業集落排水施設機能診断調査業務委託料222万2,000円の支出は、本施設が供用開始から昨年度で20年経過していることを受け、設備の老朽化による故障や修繕が増加していることから、今後のライフサイクルコストの最小化や経費の平準化を図る目的で最適整備構想計画を策定するため、令和4年度に機能診断調査を実施し、本診断結果を受けて、令和5年度には最適整備構想策定業務を委託し、完了しております。

2項1目施設管理費、12節委託料についてですが、農集排設備の維持管理は24時間体制となることから、専門業者にこれを委託し、実施しております。なお、委託業務の内容は、浄化センターの維持管理のほか、水質検査、マンホールの点検等も業務内容に含んでおり、233万

3,100円を支出しております。このほか、施設の電気工作物保安業務などの業務を委託し、施設の維持管理に努めたところです。詳細につきましては、附属資料の236ページ、237ページにも記載しております。

続いて、2款1項公債費、1目元金3,738万3,122円と2目利子521万3,472円は、施設整備等に充当した地方債等の元金と利子の償還金となります。

続いて、歳入の主な内容ですが、決算附属資料の237ページを御覧ください。使用料の現年度分に関しては、365万9,722円の調定額に対し332万6,972円を収納し、収納率は90.9%となりました。過年度分は、1万3,431円の調定額に対して全額を収納しております。

その他の歳入については、決算書279ページ、280ページをお開きください。3款県支出金、1項県補助金、1目農業集落排水事業費補助金は、先ほど歳出で説明させていただいた農業集落排水施設機能診断調査業務委託料に対し、農山漁村地域整備交付金として国が県経由で交付しており、本事業に充当しております。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金5,459万円は、事業に係る不足分を一般会計から賄ったものです。

以上で令和5年度西和賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の概要説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。
委員長 建設水道課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。特別会計は、歳入歳出とも一括で質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りいたします。

これで認定第6号 令和5年度西和賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審査をひとまず終わりとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

続いて、認定第9号 令和5年度西和賀町水道事業会計決算の認定についての審査に進みます。

建設水道課長より決算の概要説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長 それでは、令和5年度西和賀町水道事業会計歳入歳出決算の概要について説明いたします。

ご確認いただく資料は、令和5年度西和賀町水道事業歳入歳出決算書と、事業の詳細は令和5年度西和賀町水道事業決算附属資料にてご確認いただけます。数字的な部分につきましては、議案上程の際に申し上げておりますので、ここでは水道事業全般に関して説明いたします。

初めに、決算書1ページ、2ページをお開きください。収益的収入及び支出の支出については、支出決算額が収入決算額を上回っておりますが、このことについては、地方公営企業法施行令第18条第8項において認められている予算執行に関する規定に基づく処理方法で、支出において固定資産の除却等が生じたことに起因するもので、いずれも現金支出を伴っておりませんので、このような会計処理となっております。

次のページをお開きください。資本的収入及び支出について、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億6,773万2,497円については、消費税資本的収支調整額(当年度分)5万7,872円、損益勘定留保資金1億6,767万4,625円を補填し、調整いたしました。

続いて、9ページの事業報告書を御覧ください。令和5年度の業務量は、年間配水量89万7,816立方、有収水量55万5,037立方、1日平均配水量は2,453立方となっております。給水人口4,715人、給水戸数2,169戸となっております。人口減少に伴う給水戸数の減少、節水対応機器の技術的向上などにより、給水量は年々減少を

続けている状況ですが、さらに本町は南北に広く、住民の生活区域も都市部に比べ点在している状況から、管路延長は人口数と比較して長く、維持経費が割高となっております。このような状況から、経営に関しては先ほど説明させていただいたとおり、非常に厳しい経営状況となっております。当年度は、純損失2,264万6,956円を計上いたしました。工事等の状況は、下水道事業が公営企業会計化となることから、同事業も含め、公営企業会計システムをクラウド環境への移行とウェブ版にて新たに構築しております。

13ページを御覧ください。業務委託の関係ですが、給水人口などは先ほど説明いたしましたので、割愛させていただきます。水質検査は、法で定められた検査を実施しておりますが、いずれも異常は検出されておりません。量水器の交換は、計量法により8年ごとに交換することが定められており、令和5年度は360個を交換したところです。

14ページでは、漏水などの状況について記載しております。昨年度は27件の漏水がありまして、対応する修繕費として727万2,589円を支出しております。

15ページ、16ページを御覧ください。50万円以上の物品購入費や修繕などについて掲載しております。

18ページから21ページは、収益的費用の明細を掲載しております。

22ページと23ページは、資本的収入支出の明細を掲載しております。

24ページ、25ページは、固定資産明細書を掲載しております。

26ページ以降は、企業債の明細書を掲載しております。

次に、別冊の決算附属資料2ページをお開きください。4、使用者等の状況ですが、契約件数は2,282件で、昨年度比でマイナス27件となりました。

4 ページをお開きください。水道料金は、受益者負担の公平性を担保しつつ、その徴収に努めてきているところですが、債務者の死亡などの理由により、今後徴収の見込みのない債権について整理をさせていただき趣旨で、3 月定例会において権利の放棄をお認めいただいたところです。債権放棄については5 件、49万7,389円で、昨年度末において不納欠損処理を行っております。また、給水停止の状況は表のとおりとなります。

5 ページを御覧ください。令和5 年度末の未収額については469万1,845円となっております。巻末には、水道事業の経営健全性、効率性の指標を掲載しております。

以上で令和5 年度西和賀町水道事業会計決算の概要説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長 建設水道課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。事業会計は、歳入歳出とも一括で質疑を許します。質疑ありませんか。

高橋宏君。

8 番 決算書の20ページですか、費用というところで報償費として料金検討委員会に謝金が払われております。この料金、今説明あったように、水道事業費、いろいろと厳しい面があるようですけれども、この検討委員会の中ではどのような検討がされたのかお伺いいたします。

委員長 建設水道課長。

建設水道課長 ご質問の趣旨に関しましては、水道事業、非常に厳しい経営の中、そういった中で、現在料金改定について検討委員会を行っていることについてというお話でございます。この委員会についての全体的なお話をちょっとさせていただきますが、検討委員会第1 回につきましては、令和5 年の3 月に1 回目を行っております。そして、昨年度、5 年の8 月9 日にも2 回目の検討委員会を開催させていただいております。この2 回に関しましては、前年度の決

算の状況について精査をさせていただいた上で検討委員の皆様と情報共有をして、現在の水道事業の状況について把握をさせていただいたところですし、8 月に行った2 回目の検討委員会の際には、議員の皆様にもお話を聞いていただいた状況でございました。

今年度に入りまして、内部検討委員会を3 回、それから検討委員会につきましては6 月に1 回と8 月に1 回行っておりまして、現在は3 か年の状況の報告と併せ、新たな水道料金のシミュレーションについて検討を進めているところでございます。基本的な考え方といたしましては、現在の水道料金の体系でよいのかどうか、現在は用途別としておりまして、それぞれの口径に応じてというような状況になっているところでもございます。こういった部分について一から検討し、行っておりまして、現在は具体的な金額を提示しながら、こういった場合にはこういった状況になりますよということを皆様方と検討しているところです。

今後の予定につきましては、10 月に最終的なシミュレーションの結果を踏まえた方向性の確定と、11 月には提言書の確認を、確定をさせていただいて、町に対して提出をするという予定としております。それを受けまして、町の最終的な方針を定めましたら、議会の皆様方やパブリックコメントや、また住民説明会を町内で行っていきいたいというふうに考えております。最終的に問題がなければ、来年3 月の定例会において条例改正案を提案したいというふうに考えておるところで現在進めている状況でございます。非常に厳しい状況ということは、委員の皆様方にもご理解いただいております、何とかよい方向になるように、現在鋭意ご意見をいただいているところでございます。

委員長 高橋宏君。

8 番 決算附属資料の7 ページを見ますと、現在の給水の原価が563円で、それに対して現在は189円、33%の回収率ということで、当然こ

の33%、100%を目指すといえますか、そういうことの検討だと思うのですけれども、この差については、急激に上げるということは、当然住民負担が増えることですので、検討委員会の中ではやはりこういう数字を示しながら、料金回収率をどの辺まで上げていかなければいけないというような目標数字を出しながらの検討に入っているということなのでしょうか。料金回収率。

委員長 建設水道課長。

建設水道課長 決算附属資料の7ページにあります料金回収率に関しましては、調定額に対して収納する回収率ではなくて、ちょっと聞いている方に誤解が生じるとあれでしたので、改めて説明をさせていただきますと、給水原価を分母として供給単価の率でございますので、つくっている金額に対して実際売り上げている金額の割合というような意味でございます。

これで見ますと、3分の1程度しか、つくっているものに対して回収できていないということになります。実際にはアセットマネジメント3Cで現在の施設の状況と、そういったものも加味しますと、大体その辺りだと2倍ぐらい、200%ぐらいが必要だろうというふうになっておりました。これを見ますと、結局途中で水が漏れていたりというようなこともございますので、そういった部分ありますから、直ちにこの3倍にしなければいけないということではないということです。ただ、現実的には、我々今確認している状況では、二百四、五十%ぐらいまではやはりちょっと足りないなというのが正直なところでございますが、直ちにそういう状況になりますと、当然ながらここに住み続けていくというのはなかなか厳しくなるだろうというような思いもございます。

ただ一方で、国の補助金なども活用してやっていけますので、そういった部分は当然改めて差っ引きながらというようなことになろうかと思えます。

料金改定につきましては、1回で全て解消できるものだと考えておりませんので、数年間にかけてやっていくべきだろうと。今回改定されたとしても、数年後にはまた人口規模がどうなっているのかというふうな状況もございまして、状況に応じて施設などの統廃合などもしていけば、当然それまでにそれほど支出もかからずとよいでしょうか、抑えられる部分もあろうかと思えます。これは、今アセットマネジメントで4Dで進めておりますので、経営方針が改めてつくれば、そこでもう一回料金改定については検討が必要だろうというふうに考えております。とは言いながらも、2倍、200%以上の料金改定が必要だと今出ている状況なものですから、まずは一旦料金改定については踏み切りたいというふうに考えておるところでございます。これにつきましては内部で、内部といいたいでしょうか、検討委員会でしっかりもんでいただきまして、町が最終的に提言を受けた後に方針を決めさせていただいた上で、議会の皆様方にも、当然住民の皆様方にも、それぞれご理解をいただくような形で説明をさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

委員長 高橋宏君。

8番 秋田県横手市への供給という、明るいとか、そういうのもあるのですけれども、今課長が説明している中であったように、漏水、11の有収率というのが、これも100%に近づけなければというふうにあります。住民は、当然料金が値上がりするという状況は理解していると思うのですけれども、担当として有収率も上げていかなければというようなことを、併せて対策等を示さなければと思うのですけれども、その点に対しての対策等についてお伺いいたします。

委員長 建設水道課長。

建設水道課長 専門的な用語で、もしかすると聞いている皆さんがちょっと分かりにくいのかなというふうに思いますので、有収率に関しまし

ては、これは作っている水の量に対して実際に販売してきた量になりますので、その差は何だということになると、結局途中での漏水ということになるというふうに考えています。

有収率、西和賀町は、大体4割ぐらいが漏水している状況だというのが明らかになっておりまして、これは結局は本管等、非常に管が古いということでございます。全て管路が道路下、アスファルト舗装下であれば調査のしようもあるのですが、中には土のあぜ道の中に入っているような状況もございまして、全てが調査し切れないというのも現実のところとしてございます。これ100%というのは、どこの市町村でも無理ですので、いいところで大体8割ぐらい、80%ぐらいというのがまず普通のようにございます。

これにつきましては、当然上げていかなければ施設規模が大きくなってしまいますので、施設規模を小さくするためにも管路の更新は必要で、現在行っている3Cと4Dのアセットマネジメントは、まさしくそういった部分を調査しているところございまして、古いもの、もしくは管の種類に応じて更新の期間というのが決まりますから、それに応じて順番に更新をしていくべきという計画になります。これに係る経費がかなり莫大な金額になりますが、それをいかに平準化しながら毎年同じぐらいの金額をできればかけながら、長年にわたりますけれども、更新を行っていくという作業が必要になってきます。これは水道だけに限らず、下水道事業、農集排事業も全て同じでございます。これから全ての施設が老朽化で古くなってきますし、また一方で人口減少で使用料もしくは水道料は下がってくると。そういった中でも、ぎりぎりの中ではありますが、何とか使用料や水道料に関しては価格改定を行いながらも国庫補助金等を活用し、また住民サービス、なくてはならないインフラですので、そういった部分としては町の責任において、一般会計からの持ち出しなど

も含めて対応していくということになるかと思いますが、その割合に関しましては、内部的にもしっかり検討させていただきながら皆様に告知をして進めさせていただきたいと考えております。

委員長 高橋宏君。

8番 数年前に、今言われたように水道管が古いということで、どこに入っているか分からないということで、その地図的なものを全部調べたというようなことがあったのですけれども、それによって、その漏水箇所の判明がかなりしやすくなったということではないのでしょうか。

委員長 建設水道課長。

建設水道課長 GISのお話だと思いますが、地図データ化をさせていただいております。基本的にはデータ化されてはおります。工事台帳が残っているようなものがしっかりあるのですけれども、それこそ昭和30年代とか40年代のものでなかなか分からない部分も実は内部にはあるというのは実際のところではありますが、漏水の状況に応じてここにあるだろうという想定の下でGIS設定している部分も中にはあります。

漏水に関しましては、音を拾いながら行う作業になりますので、どうしても硬い路盤でなければ音が伝わらないということと、実際非常に分かりにくいというのがございます。今年度予算の中で進めております長瀬野の浄化槽の給水区域内で行っている漏水調査、これは湯本地区において行っておりますが、これに関しましては全て道路の下にありますので、一つ一つ調べながら、基本的には一番音が静かな夜間に行っておりますが、夜間に音を拾って、分かった部分から随時漏水の修繕工事を行っていくというものでございます。そういったものができればいいのですけれども、どうしてもできない部分が多い状況でございまして、特に沢内地区が非常に多い状況でございまして、これに関しては、いずれ本管の更新をかけていきながら新たな本管を新たな道路の下にしっかり入れていくこと

で、その後50年後、100年後にはしっかり対応していけるのだろうかというふうに考えておるところでございます。

委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

これで認定第9号 令和5年度西和賀町水道事業会計決算の認定についての審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

これで建設水道課への審査をひとまず終了し、次の観光商工課の審査に移るため、14時30分まで休憩いたします。

午後 2時20分 休 憩

午後 2時30分 再 開

委員長 休憩を解き審査を進めます。

次に、観光商工課の審査を行います。観光商工課は、一般会計のほかに特別会計もありますので、併せて審査します。観光商工課が所管するのは5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費、特別会計であります。

観光商工課長より決算の概要説明を求めます。

観光商工課長。

観光商工課長 それでは、よろしく申し上げます。令和5年度観光商工課所管の決算状況について概要を説明させていただきます。

当課所管の一般会計歳入歳出決算書の抜粋により、また事業ごとの詳細は令和5年度決算附属資料にてご確認をいただきます。

では初めに、歳出についてですが、決算書の5ページ、6ページをお開きください。5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費、18節負担金、補助及び交付金は、北上雇用対策協議会ほか1団体の負担金です。若年者ふるさと就職支援事業交付金は決算附属資料108ページ下段、

退職金共済助成金は同ページ上段に、次の20節貸付金、勤労者生活安定資金貸付金は107ページ下段に詳細を記載しております。

6款農林水産業費、2項林業費、4目林業者施設費、10節需用費の修繕料は、焼地台公園の既存施設関連の修繕でございます。12節委託料は、焼地台公園の指定管理料です。また、14節工事請負費は、ゆう林館の集会所化に伴う温泉機能廃止によります関連設備の撤去等の費用となっております。詳細につきましては、決算附属資料109ページ上段にございますので、ご確認ください。

7款商工費、1項商工費、1目商工総務費は、一般職員の給与等、7ページ、8ページをお開きください。18節負担金、補助及び交付金の財団法人いわて産業振興センターなど4団体への負担金助成金でございます。工場設置奨励金は、町内に工場などを新築または増設、増築など、一定以上の規模拡大を行った企業に対し、固定資産税発生の年度から3年間同額を奨励金として支援するもので、令和3年度から貝沢地区のビール製造工場を経営する企業を対象としており、5年度が最終年度となります。

2目商工振興費ですが、12節委託料のふるさと館管理業務委託料は、ほっとゆだ駅前の商工会館の町所有分に係る管理業務委託料です。17節備品購入費につきましては、レストランの業務用ガスレンジの経年劣化により、対応部品など製造中止になっていたことから更新を図ったものでございます。

9ページ、10ページをお開きください。18節負担金、補助及び交付金の中小企業振興資金利子補給費補助金、中小企業振興資金保証料補給費補助金、さらに小規模事業者経営改善資金利子補給費補助金、いわゆるマル経融資と20節貸付金、中小企業振興資金貸付金は、附属資料の109ページ下段にその詳細がございます。

北上地区勤労者福祉サービスセンター負担金は、同じく附属資料111ページ下段にござい

すので、ご確認をお願いします。

新型コロナウイルス感染症対策関連ですが、新型コロナウイルス緊急資金利子補給費補助金と岩手県新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給費補助金は、資金を必要とする事業者への支援のため、民間や岩手県が融資した制度に対し利子を補給したもので、詳細につきましては決算附属資料112ページ上段にあります。

プレミアム商品券発行事業費補助金、中小企業者等事業継続緊急支援金の詳細は、附属資料の111ページ上段に、新ビジネスチャレンジ事業費補助金、外国人材受入企業等支援事業費補助金、創業支援事業費補助金の詳細は、附属資料の110ページをご確認ください。

続きまして、3目観光費です。1節報酬、2節給料は、観光商工推進協議会委員、観光振興特命主幹及び登山道や散策路などの刈り払い、あやめ園の維持管理に係る報酬や給与、3節職員手当等、4節共済費は、それらに付随するものです。

11ページ、12ページをお開きください。10節の需用費、修繕料は、観光施設、観光資源整備関連の修繕となります。11節の役務費ですが、湯夢プラザなどWi-Fiサービス利用料に係る通信運搬費などとなります。12節の委託料は、各観光施設及び観光資源の指定管理料、委託料となります。詳細につきましては、10節で説明させていただいた修繕料なども含めまして、決算附属資料の112ページ下段をご確認ください。

また、決算附属資料117ページ上段、自然環境保全事業の下段、観光資源環境整備事業にも委託に係る詳細を上げておりますので、ご確認をお願いします。

13節使用料及び賃借料は、女神山や白糸の滝の登山口に簡易トイレを設置したものでございます。車両借上料や刈払機借上料は、登山遊歩道やダム関連施設の刈り払い用に借り上げたものとなります。

13ページ、14ページをお開きください。14節

工事請負費は、ほっとゆだ駅付属トイレ改修工事、穴っこ解体工事等となります。

17節備品購入費は、道の駅レストハウスゆのさわの業務用備品について、いずれも経年劣化により不具合が生じており、交換部品の調達もできないことなどから更新を行ったものでございます。

18節の負担金、補助及び交付金は、各種団体への加入負担金、活動補助金となります。イベント関連につきましては、決算附属資料の114ページから116ページに記載しております。温泉開発事業費補助金は、町内温泉旅館の2施設の設定設備改修に係る補助金となります。

27節繰出金、温泉事業特別会計繰出金は、決算附属資料119ページに記載しております。温泉事業特別会計につきましては、一般会計終了後、改めて説明をさせていただきます。

続きまして、一般会計の歳入について説明いたします。決算書の1ページ、2ページをお開きください。15款1項4目及び5目使用料は、各施設の行政財産使用料です。

16款3項3目国庫支出金は、湯田ダム敷の除草作業に係る受託金です。本受託金にて作業員の確保や車両、草刈り機械を借り上げております。

17款3項3目県支出金は、自然保護指導員の設置や自然公園保護管理員の設置について受託しており、町が増額し、自然環境の保全を行っているものです。

20款1項1目基金繰入金は、新型コロナウイルス感染症対策として交付された地方創生臨時交付金を基金化し、令和2年度に県などから特別融資された事業者が負担すべき利子について補給するため、基金から一般会計に繰り出しを行っております。

3ページ、4ページを御覧ください。22款3項2目労働費貸付金元利収入、労働諸費貸付金元利収入と4目商工費貸付金元利収入は、年度当初に金融機関に貸し付け、勤労者生活安定事

業と中小企業融資事業においてその財源とし、年度末に返金をいただいております。その他雑入については、自動販売機設置に係る電気代相当額や中小企業融資事業における早期完済に係る保証料の返戻金で、また飲食宿泊応援券とプレミアム商品券の未換金分についての精算を行ったものとなります。

続きまして、令和5年度のふるさと振興課所管の川を生かしたまちづくり事業の決算概要について説明させていただきます。一般会計歳入歳出決算書抜粋のふるさと振興課、ページ数でいきますと8ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、12節委託料、上野々地区公園等整備工事実施設計業務委託料は、かわまちづくり事業計画に基づき、上野々地区に整備を行うこととしている公園の実施設計の費用となります。

14節の工事請負費、湯本地区テラス等整備工事は、計画されておりました階段スロープ、風除スペースの整備を行ったものとなります。なお、7月23日に供用に係るお披露目式を開催し、議員の皆様にもご参加いただきました。

以上で観光商工課の一般会計の決算概要を説明させていただきましたので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

委員長 観光商工課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。初めに、従前の観光商工課の歳入に関する質疑を一括で許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 では次に、歳出に関し、ページごとに審査を進めます。

初めに、5ページ、6ページ。

唐仁原俊博君。

6番 オロセのつり橋点検業務委託料ということで90万7,500円出ていますけれども、つり橋の点検頻度はどのぐらいのものかというのと橋の現状について教えてください。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 6ページの農林水産業費、林業費の林業者施設費のオロセのつり橋点検業務委託料の部分のご質問ということでお答えいたします。

オロセのつり橋点検業務委託につきまして、点検の頻度につきましては5年に1回、業者へ委託の上、点検を実施しているものです。5年の根拠につきましては、国及び県が道路橋定期点検要領で、初回については2年後、それ以降は5年に1回を基本とすることと示されていることから、当該橋梁設置後は5年に1回の頻度で点検を行っているということになります。

以上です。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 状況につきましてご説明いたします。

点検結果として、橋梁単位の健全度はⅢということで、これは措置段階、道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状況という評価でございます。また、点検業者からは、設置から25年を経過していることから金属部の劣化や腐食が進んでいる状態である、現在供用をすることを妨げるものではないが、早期に改修することを勧められているという状況です。補足になりますけれども、当該橋梁については、焼地台公園の乗り入れ道路の役割を果たしているものであり、焼地台公園のモニタリング的な役割も果たしているということで、令和6年度において改修に向けた設計業務を実施し、早期に改修が行えるよう進めたいというふうに考えております。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

委員長 次に進みます。7ページ、8ページ。

(なしの声)

委員長 次に進めます。9ページ、10ページ。

中村ひとみ君。

4番 10ページのプレミアム商品券発行事業費

補助金、これは前年度対比で1,352万4,000円の差額が出ていますけれども、理由は何でしょうか。

委員長 観光商工課長代理。

観光商工課長代理 それでは、私のほうからプレミアム商品券発行事業の昨年度より大幅に減額している理由はという問いに対してお答えいたします。

プレミアム商品券発行事業は、販売を促進し、消費活動を活性化させ、地域経済の早期回復を図ることを目的として実施しております。実施主体からの要望書を基に臨時交付金を活用し、交付金の範囲内で実施いたしました。令和5年度は、発行枚数1万1,000セット、プレミアム率30%の事業を実施いたしました。換金率は99.7%となっております。比較しまして、令和4年度の発行枚数は1万5,000セット、プレミアム率30%で事業を実施しております。令和4年度の換金率も99.8%となっておりますので、こちらの大幅の減額というのは発行総額の違いであると言えます。

以上です。

委員長 中村ひとみ君。

4番 いろいろと財源ですとか、配分の関係とかもあったのかもしれないけれども、町民ですとか、あと事業者にとってもよいことですので、部数なんかは多いほうがいいのかというふうにも考えます。今回の令和5年度のプレミアム商品券というのは、ほぼ完売という形でよかったでしょうか。

委員長 観光商工課長代理。

観光商工課長代理 令和5年度の販売は、1週間ごとに購入期限をリセットいたしまして販売し、完売しております。

以上です。

委員長 中村ひとみ君。

4番 同じく10ページです。観光商工課の会計年度任用職員の、こちらのほうの内容なのですが、これは観光自然環境整備作業というパトロール

隊員といますか、そういった業務内容でよかったでしょうか。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

こちらの会計年度任用職員につきましては、現在登山道の刈り払いですとか、あやめ園の整備をお願いしております。人数的には5人分なのですけれども、その方々のまず給与というか、報酬の分になります。

以上です。

委員長 中村ひとみ君。

4番 ちょっと私自身、学習不足と思うのですが、こういった任用職員の方たち、自然を相手に作業するということは、結構いろいろなリスクを背負っての作業になりますけれども、傷害ですとか災害保険とか、そういったものが加入されているのかどうなのか、状況を教えていただけますか。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

会計年度任用職員につきましては、まずそういう保証はしっかりとあるのですけれども、例えば委託をするような自然保護指導員とか管理員とか、そういう委託している部分につきましてはあくまでも委託という形になりますので、そういう受けられる方がまず応募されるというような形になりますので、その方については町のほうでは掛けているというものではございません。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

委員長 では、進みます。11ページ、12ページ。

高橋宏君。

8番 私のほうからは、かわまちづくり無地内の実施構想について業務を委託したようすけれども、当初カタクリの見学等々あったのですけれども、この業務委託によってどのような計画に、当初の計画と同じようなのか、どのよう

な結果が出たのかについてお伺いいたします。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

12ページのかわまちづくり無地内地区実施構
想策定業務委託料についてのご質問でございま
す。こちらの無地内地区につきましては、令和
5年度について基本構想を策定した後に事業を
進めていくというふうに関しても説明させて
いただいております。全体計画、かわまちづ
くり事業は、大きく分けて4つの区域あるの
ですけれども、その計画を策定した当初は、無
地内地区にもかなり大規模な駐車場と遊歩道
を造成する計画を立てていたのですけれど、
まずこちらに係る概算予算についても議会の
ほうにも説明させていただいたと思ってお
ります。ただ、昨今の物価高騰ですとか、整
備後の管理についての検討なども行ってお
りまして、ここの整備する目的というものを
改めて考えまして、やっぱり群生地
の箇所
の明確化により来町者の増を図るとい
う部分ですとか、駐車場整備による安全
性の確保とか、絶景ポイントの創出によ
る誘客の促進というふうなところも捉え
まして、必要最低限で最大の効果を上げ
るような構想を立てたいということで策
定を行ったものであります。

内容につきましては、令和6年の5月8
日の議会政策研究会の際に構想図をお示
しして、若干説明をさせていただいた部
分がございしますが、駐車場については
普通車が10台程度、大型バスが2台程
度と、あと進入路、管理用道路という
ような整備の内容で構想をまずまとめた
というふうなことになります。

以上です。

委員長 高橋宏君。

8番 既にこのかわまち事業は、湯本
地区、川尻地区もうそろそろ始まって、
無地内もということなのでしょうけれど
も、今課長が説明されたように、やは
りできた後の管理、効果というものを
検証しながらやっていかないと、せつ

なく立派なものを造ったけれども、誰
も行かないとか、あんまり効果がなく
、人が来ないというのであれば、本
当に現実的なものを造っていただ
きたいというふうな思っておりますし
、そのような方向に行っているのは非
常にいいことだと思っております。今
あるかわまちづくりの計画全体につ
いても、当初の計画は計画、しかし
現実的なことを考えたときには、当
初の計画よりもある意味縮小という
ふうな、今のようないい考え方は、
ほかの事業に関してもやはり同じ
ような考え方で進めていくという
ふうな形でいいのでしょうか。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

今委員がおっしゃられたようなこと
で、例えば湯本ですとか上野々につ
きましては、町エリアというふうな
ことで、これまでも地元の方々と交
えながら内容を整備してきて、実
際具体的に本当にできる部分とい
うふうなところでの整備となってお
ります。先ほども言ったとおり、
必要最小限の整備、最低限の整備
で最大限の効果を上げるというふう
なことで進めております。無地内
ですとか、その整備につきましては
、景勝地エリアというふうなことで
、かねてより安全性の面とか、視
認性の面というところがいろいろ指
摘されているところがありましたので
、まずそういうふうな原点到ち返
りまして、本当に必要な部分とい
う整備に構想をまとめたという
ものでございます。

以上です。

委員長 中村ひとみ君。

4番 12ページのハッチョウトンボ
です。ハッチョウトンボの生息地
巡視業務委託料なのですけれども、
現在のハッチョウトンボの生息状
況を教えてください。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

ハッチョウトンボにつきましては、
貝沢野のほうに生息地があるとい
うことで、こちらにつ

きましては平成3年の6月1日に、当時沢内村でしたけれども、自然環境保全地域というところで指定をされているという状況です。まず、ハッチョウトンボについては、本州、九州、そういう部分でも生息はしているのですが、生息地がだんだん限られてきているというようなこともあって、西和賀町もその部分での生息というようなことになるという状況だと思っています。町では今自然環境保全地域ということで、観光ということではなく、自然保護、自然をまず保護するというような、そういう動植物を保護するという意味合いから、地元のそういう団体をお願いしながら巡視をしてもらっているとかという状況になっております。生息は当然しているということで、その部分を守るために巡視をお願いしている状況でございます。

以上です。

委員長 中村ひとみ君。

4番 課長ともばったり会いましたけれども、私、チェックしに行きまして、それで前から気になっていまして、やっと実現したわけですが、たどり着くのにもここでいいのかなという感じの道でして、着きましたら看板はぼろぼろで、もちろん観光目的ではないということで、保護という意味もあってわざとカムフラージュみたいな形でああいうふうに茂っているのかなというのは思いましたけれども、まずちょっと見た目もよろしくないのと、あとは中に入りましたら本当にかき分けて入るという感じです、茂みの中に。そうしますと、遊歩道が傾いていまして。

それで、ハッチョウトンボというのは湿地にいる昆虫なのですけれども、一円玉サイズで世界最小、非常に珍しいトンボです。1時間ほどいましたけれども、全くいませんでした。湿地状態ではなくて、完全にササですとか樹木が生い茂って水分を取られていまして、もう乾燥し切っています。ああいう状態で、まずハッチョ

ウトンボは生きられないと思います。ちょっと詳しい方も同行していただいたのですけれども、これは無理だということでした。あとは、いるはずの食虫植物もいまして、いないというか、もう生きられないですよ。ですので、そういったものもありませんでした。やっぱり自然環境が変わったということで、ちょっと毒性のトリカブトに似た形の、きれいなのですけれども、サワギキョウというのが群生していました。やはり環境が変わったということで、そういう植物も出てきたのかなとは思いますが、この巡視というのはそういう環境の整備をしないということでしょうか。ただ見るだけですか。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 答えいたします。

巡視といいますのは、環境の整備自体はどちらかといえば、その部分があるがままの状態です。立ち入らせないというような意味合いのものになるかというふうに思っています。まず、むやみに物を不法投棄とか、ごみを捨てていたりとか、そういうことがないように、あとは立ち入らないような形で、看板は、先ほどちょっとご指摘があったのですけれども、そういうふうに立ち入らないような形の看板のところがよりよく分かるような形で整備をするというような部分になります。環境自体を変えて湿地帯をまたつるとか、そういうようなものではないというふうに考えます。

以上です。

委員長 中村ひとみ君。

4番 ただ、本当に私、1時間いて全然もう見えない、存在が確認できなかったのですけれども、ああいう湿地状態ではないところにハッチョウトンボが本当にいるのかなというのが疑問でして、まずあの環境を何とかしないと、今後多分ハッチョウトンボはいなくなるのではないかなと。今いるというのもちょっと本当かなという感じではありますけれども、そういった湿地の環境をきちんともう一度……実際に見ら

れてどのように感じられましたか。

委員長 中村ひとみ君、今決算審査というところで質問を受けている部分は、巡視業務の内容について質問を受けたかと思えますけれども、さらに環境保全等々に向けての事業というのは、ちょっと今の範疇を超えているかと思えますので、そういう事業、内容についての質問でしょうか。

中村ひとみ君。

4番 では、この生息地巡視業務委託というのは今後も続けていくということによろしいでしょうか。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 ご指摘はありましたけれども、そういうふうな環境を保全するというような意味からも、地元のそういう組織と連携しながら進めていきたいというふうには思っておりますが、まずご指摘いただいた部分を確認させていただきながら相談の上、対応していきたいというふうに思います。

以上です。

委員長 中村ひとみ君。

4番 観光コンサルティング業務委託料、このコンサル内容を教えていただけますか。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 観光コンサルティング業務委託料についてお答えいたします。

こちらにつきましては、令和5年度の内容については主に情報収集分析業務、観光需要調査業務、地域おこし協力隊サポート等、こちらについては当課に配置するというような予定であった隊員のサポートというような内容になります。情報分析業務については、RESASという地域経済分析システムがございまして、そちらを活用しながら、あとは町のほうでも、町とか、観光協会のほうで情報発信ということでSNSを、今フェイスブックですとかインスタグラムを用いて行っておりまして、その閲覧状況を確認し、年齢層ですとか、どういう方々

が見て関心度が高いかというような分析を行っていることが1つございます。

あと、顧客満足度調査業務ということで、顧客満足度調査を令和5年度に実施したのですが、そちらについての内容の相談に乗っていただいたという部分と、その取りまとめ、分析等もお願いしているところでございます。

あとは、観光推進会議のコーディネート業務というのもお願いしております、こちらにつきましても、町と観光協会が今定例で打合せ会を持って情報共有、課題の対応等の話し合いをしておりますけれども、その中でアドバイス等、運営を行っていただいているというような内容になります。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

委員長 では、進めます。13、14ページ。

(なしの声)

委員長 では次に、従前のふるさと振興課分の質疑を行います。

ふるさと振興課分は、歳入歳出とも一括で質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 それでは、全体を通して質問し忘れ等ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

これで観光商工課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりにしたいと思います。これにご異議はありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

続いて、認定第7号 令和5年度西和賀町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審査に進みます。

観光商工課長より決算の概要説明を求めます。

観光商工課長。

観光商工課長 それでは続きまして、温泉事業特別会計歳入歳出決算につきまして、令和5年度西和賀町温泉事業特別会計歳入歳出決算書により説明をいたします。

まずは、歳出について説明いたします。令和5年度西和賀町温泉事業特別会計歳入歳出決算書295ページ、296ページをお開きください。1款温泉事業費、1項1目温泉施設管理費は、各温泉施設の管理費になります。

10節需用費の光熱水費は、各源泉ポンプの電気料となります。修繕料は、決算附属資料の220ページにもございますが、高額な支出といたしましては真昼温泉の脱衣室及び浴槽アルミサッシ等修繕として29万9,680円、ほっとゆだ源泉ポンプ交換修繕が92万4,000円、ほっとゆだ貸切風呂浴槽修繕45万5,400円などとなっております。

11節役務費は、ほっとゆだのWi-Fiサービス利用料に係る通信運搬費と温泉施設の建物共済保険料です。

12節の委託料ですが、各施設の指定管理料などや、砂ゆっこ源泉と真昼温泉源泉のコンプレッサ保守管理業務委託料でございます。

13節使用料及び賃借料は、温泉会館ほっとゆだの土地借上料や下水道施設敷借上料となります。

14節工事請負費は、錦秋湖サービスエリア防風ドーム上部解体撤去工事の費用となります。

17節備品購入費は、源泉揚湯用予備ポンプの購入となります。

24節積立金は、歳入説明の折に説明させていただきます。

27節繰出金ですが、温泉開発事業費補助金として一般会計への繰り出しとなります。

2款公債費ですが、1項1目22節償還金、利子及び割引料は、不測の場合に借入れする地方債があった場合の現年から必要となる地方債利子として予算計上したものであり、令和5年度

は借入れがなかったため支出がありませんでした。

3款予備費についても支出がございませんでした。歳出については以上となります。

続きまして、歳入でございますが、291ページ、292ページをお開きください。1款使用料及び手数料、1項使用料、1目1節温泉使用料は、西和賀町温泉条例により算定した悠々館とかたくりの園の温泉使用料収入となります。

また、2節温泉施設使用料は、真昼温泉、丑の湯の入浴料、各施設の行政財産使用料収入となります。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金ですが、温泉開発整備基金の利子収入で、先ほど歳出でお話しさせていただいた24節積立金として同額を積み立てております。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目1節一般会計繰入金として、一般会計からの繰入れを行っているものです。

2項基金繰入金、1目1節温泉開発整備基金繰入金は、温泉開発整備事業補助金等の財源とするため、基金から温泉事業特別会計に繰入れを行っております。

次に、4款1項1目繰越金は、前年度の繰越金となります。

293ページ、294ページをお開きください。5款諸収入2項1目雑入ですが、ほっとゆだとJR駅舎の共有施設の供用部分の施設分の収入となりますし、自動販売機等電気使用料収入となります。

以上で観光商工課温泉事業特別会計の概要についての説明を終わりますので、よろしく願いいたします。

委員長 観光商工課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。特別会計は、歳入歳出とも一括で質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいた

します。

これで認定第7号 令和5年度西和賀町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審査をひとまず終わりとしたと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

これで観光商工課への審査をひとまず終了し、本日の日程を終了します。

明日は午前9時30分から町民課から審査を行います。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午後 3時15分 散 会